

第53回 埼玉県消費者大会

大会スローガン

自ら考え行動する消費者になろう ~平和で安心してくらせる社会へ~



昨年の消費者大会の様子



第53回大会記念講演
藻谷浩介さん



講演テーマ
「日本経済と格差社会」

日時 2017年10月12日(木) 全体会 10時30分~12時30分
分科会 13時30分~15時30分

会場 埼玉会館 大ホール・小ホール・会議室など

主催 第53回埼玉県消費者大会実行委員会

後援 埼玉県

第 53 回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】

実行委員長 加藤ユリ (新日本婦人の会埼玉県本部)
 副実行委員長 隈本敦子 (埼玉公団住宅自治会協議会)
 事務局長 岩岡宏保 (埼玉県消費者団体連絡会事務局長)

No	団体名	代表者名
1	埼玉県地域婦人会連合会	柿沼トミ子
2	新日本婦人の会埼玉県本部	加藤ユリ
3	埼玉県生活協同組合連合会	岩岡宏保
4	埼玉母親大会連絡会	美口千枝子
5	埼玉公団住宅自治会協議会	佐藤利彦
6	さいたま市消費者団体連絡会	廣田美子
7	コーペル	奈良原ノブ子
8	生活協同組合コープみらい	新井ちとせ
9	生活協同組合パルシステム埼玉	田原けい子
10	医療生協さいたま生活協同組合	雪田慎二
11	さいたま住宅生活協同組合	後藤晴雄
12	埼玉県労働者共済生活協同組合 (全労済)	金井浩
13	J A 埼玉県女性組織協議会	栗嶋美津江
14	埼玉県農民運動連合会	立石昌義
15	適格消費者団体NPO法人埼玉消費者被害をなくす会	池本誠司
16	埼玉県消費生活コンサルタントの会	小島志津
17	春日部市くらしの会	齋藤恂子
18	加須市くらしの会	杉沢正子
19	久喜市くらしの会	宮内智
20	くまがやくらし友の会	矢坂君子
21	志木市くらしの会	木下里美
22	白岡市くらしの会	川嶋ヒロ子
23	越谷市消費生活研究会	中村千代子
24	埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会	星川一恵
25	埼玉生活サポートネットワーク県南の会	滝澤玲子

事務局団体 埼玉県消費者団体連絡会

大会プログラム（全体会）

開場：10時00分（10時20分～実行委員会団体の取り組み上映）

開会：10時30分 閉会：12時30分

1. 開会（司会）

川嶋ヒロ子さん（白岡市くらしの会）

森 和江 さん（埼玉県地域婦人会連合会）

2. 実行委員会団体紹介

3. 主催者挨拶

加藤ユリ 実行委員長

4. 来賓挨拶

上田清司 埼玉県知事

5. 基調報告・埼玉県への要請

岩岡宏保 事務局長

6. 記念講演

『日本経済と格差社会』

藻谷浩介さん（日本総合研究所調査部主席研究員）

※お願い：講演中の録音、写真・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

7. 大会アピール採択

五十嵐元美さん（埼玉県労働者共済生活協同組合）

8. 閉会

会場内では携帯電話の電源はお切りください。開演中の飲食はご遠慮ください。
場内で記録用の写真撮影をしております。撮影した写真は実行委員会団体、埼玉県
消費者団体連絡会などで、報告用として広報紙、ホームページで活用します。

大会スローガンと基調報告

スローガン「自ら考え行動する消費者になろう ～平和で安心してらせる社会へ～」

はじめに

私たちは、「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法のもとで暮らし、「消費者の権利」の実現を求めています。

憲法と消費者運動については、商品の不当表示に異議を唱える運動、食の安全を求めて国に施策を要求する運動など、消費者団体をはじめとする消費者運動こそ、憲法 25 条に保障されている「健康で文化的な生活を営む権利」を自分たちの手で勝ち取っていったよい例です。

憲法 12 条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを確保しなければならない」と謳われており、不断の努力で権利や自由を守っていくことを引き続き大切にしていきたいと思います。

1. 平和でなければ、ふだんの暮らしも消費者の権利も成り立ちません。

- (1) 2013 年の国家安全保障会議（日本版 NSC）の設置をはじめ、2014 年 1 月に国家安全保障局が発足、4 月に武器輸出三原則の緩和・見直しの閣議決定、7 月に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がおこなわれ、12 月には特定秘密保護法が施行されました。さらに 2015 年 9 月には、安全保障関連法が可決・成立し、憲法の平和主義や立憲主義、民主主義が問われる事態となっています。
- (2) 安全保障関連法案に基づく「駆け付け警護」が新たな任務として課された自衛隊が、国連平和維持活動（PKO）で、政情不安で「内戦状態」との指摘もある南スーダンに派遣されました。サンフランシスコ条約以降はじめて、自衛隊が戦闘に巻き込まれることになる「駆け付け警護」は実施されませんでした。今後 PKO などについて注視していく必要があります。
- (3) いわゆる「共謀罪」法が国会での強行採決され、7 月 11 日に施行されました。日本国憲法が定める「基本的人権」を制限する可能性、テロやオリンピックのためとすることは詭弁、捜査当局の恣意的な捜査に対する懸念、戦前の治安維持法の苦い経験、国会での審議が不十分など多くの心配の声が上がっています。また、普天間基地の辺野古への移設問題など「民意を無視した」動きなど、目を離せない状況です。
- (4) この日本国憲法の基本原理である「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」をもう少し噛み砕いて表現すると「戦争しない国」「人権保障の国」「教育内容に介入しない国」「政教分離の国」「地方自治を保障する国」「差別のない国」「婦人参政権の保障された国」「格差を是正する国」「国民主権」「個人主義（個人の尊重）」「個人のための国家」と整理できるのではないのでしょうか。
- (5) 国連では、核兵器禁止条約が 2017 年 7 月 7 日、加盟国の約 3 分の 2、122 ヶ国の賛成で採択されました。ポイントは「ヒバクシャの苦しみに言及」「核兵器の開発、実験、生産、製造、保有、使用、使用の威嚇の禁止する」「他国の核兵器の配置・配備の「許可」

の禁止」などとなっています。発効要件は 50 カ国の批准です。条約の採択は、被爆者をはじめとする市民の取り組みの成果とも言えます。核兵器禁止の実現に向け、ヒバクシャ国際署名をさらに広げていきましょう。

- (6) 国民や市民のいろいろな場面への参加の仕方が、既存の組織を通してではなく、ひとり一人の自主的な判断での参加や発信が高まってきているのではないのでしょうか。その背景には IT 環境の充実によりインターネット・スマホ・SNS などの活用も広がっていることもありますが、一方でウイルスの問題や「監視社会」への懸念も広がっています。

2. 私たちが長期に取り組んでいる消費者運動の成果として法整備などが進んでいます。しかし、消費者を取り巻く環境は、社会のグローバル化や高度情報化、少子・高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、食の安全・安心を揺るがす事案の発生などにより大きく変化しており、暮らしの利便性の向上が図られる一方で、消費者問題の多様化・複雑化も進んでいます。消費者被害の未然防止に向け、自ら学習し、お互いの見守りを推進していきましょう。

- (1) 戦後 1940 年代は食料の確保やヤミ物価の撲滅、1950 年代は「不良品追放運動」、1960 年代は「ニセ牛缶事件」「サリドマイド事件」「カネミ油症事件」など食品への有害物質の混入や欠陥商品による消費者被害、1970 年代に入ると「マルチ商法」、1980 年代は「サラ金被害」「豊田商事事件」などが社会問題化しました。
- (2) そのような中、消費者の取り組みもあり、1962 年に「景品表示法」や「家庭用品品質表示法」が制定されました。1968 年に「消費者保護基本法」が制定され、日本の消費者政策の基本理念が定められました。1969 年の地方自治法改正で「消費者保護」が地方の事務として規定されました。
- (3) 消費者と事業者との間の情報量、交渉力の格差を考慮した民事ルールの整備が進み、1994 年に「製造物責任法」、2000 年に「消費者契約法」などが制定されました。その後、2003 年「食品安全基本法」、2004 年「消費者基本法」、消費者の権利の明記、消費者庁や消費者委員会の設置など、消費者運動は大きな成果を生んできています。しかし、高齢化、グローバル化、IT の進展などに伴い、消費者問題や消費者被害が複雑化・深刻化しています。
- (4) 埼玉県内の消費者被害は、依然として深刻^{※1}であり、成年年齢引き下げによる消費者被害^{※2}も懸念されています。
- (5) 「埼玉県消費生活基本計画」では、地域協議会のイメージ図に「消費者被害防止サポーター等」と記述され、「消費者団体・消費生活協同組合や事業者など各種団体との連携を図ることが大切」「消費者団体や NPO、事業者、関連団体等との連携を図り」などが数カ所に書かれています。この間の要望内容など実現の方向性が見えてきている中、自らも責任を果たさなくてはならない内容になっています。
- (6) 消費者市民社会に向け、埼玉県消費者大会は 53 回を数えています。県内消費者団体全体交流会には 19 団体 50 人の参加、同地区別交流会（県内 3 会場）にはのべ 28 団体 80 人が参加し、学習や交流を深めています。また、埼玉県からの受託事業である消費者被害防止サポーター活動推進事業・高齢者等見守り推進員活動事業・インターネット適正広告推進事業は、弁護士・司法書士・相談員などとも連携を取りながら展開しています。

消費者市民社会に向け、「公」からの積極的な支援が継続的に強まっていると評価できません。

3. 食の安全・安心は、引き続き、消費者の大切な願いです。食の安全・安心を3つに分けると一番目は、食べる量があること、飢え死にしないこと。二番目は、食中毒で毎年何人が亡くなっており、生産・加工・製造・保管・流通・販売・家庭での衛生管理。そして三番目は、残留農薬、食品添加物、遺伝子組み換え、食品表示、容器包材など。それ以外にも、放射能汚染、食品テロと考えます。そして一番目の「量の確保」についてワーキングプア、子どもの貧困、シングルマザーの家庭の半数の貧困状態など、身近に地域で課題がある状況ではないでしょうか。

- (1) 世界人口の増加の中、国内では耕地面積も農業就業人口も減少しています^{※3}。食料自給率は、カロリーベースで現状 38%と他国と比較^{※4}しても低く、目標は 50%から 45%に引き下げられ、食の安全・安心面の「量の確保」に不安を感じます。一方、「食品ロス」は大きな社会問題であり、フードバンクなどの取り組みもより一層、求められています。
- (2) また、農地は降雨などが地下水になることを助け、土地の浸食や洪水を防ぐなど重要な多面的機能を果たしています。農業所得に占める政府支出の割合は、日本は少なすぎる状態^{※5}です。
- (3) 国も県も「農業の大切さ」は言いますが、毎年農水予算は減り続けています。2017年3月の県議会では全会一致で県農業振興条例が可決されました。その中で「予算を農業振興に相応しく確保すべき」となっています。国も県も食料自給率向上のため、それに相応しい予算の一層の増額確保が求められています。
- (4) 埼玉県内の農業は、都道府県別に農家数をみると、埼玉県は全国8位、農業就業人口をみると、全国12位ですが、5年前に比べると減少^{※6}しています。また、高齢化^{※7}も進んでいます。
- (5) 主要農産物種子法^{※8}の廃止が国会で成立しました。「限られた企業による種子業界の独占により果ては『日本の食』が海外の多国籍企業に牛耳られることにもなりかねない」など、大きな企業の農業への関わりの強化、在来種の消滅などの心配の声が上がっています。一方、同法の1952年（昭和27年）制定以来の運用によって「種子生産者の技術水準の向上等により種子の品質は安定」「都道府県と民間企業の競争条件は対等になっておらず」など廃止に向けた指摘もあります。また、今後、種苗法との関係も注視していく必要があります。
- (6) 受動喫煙で毎年1万5000人が死亡していると言われていています。交通事故死亡の約3倍です。海外からの観光客からは清潔で安全な日本に感動していただいていると同時に飲食店内での喫煙がされていることに驚かれています。「禁煙と客数減」は、多くの外国のデータからは客数減少は見られません。
- (7) 「いわゆる健康食品」を始めとして、特定保健用食品・機能性表示食品などを多くの人（約6割が利用、2015年度東京都調査）が利用しています。しかし「いわゆる健康食品」の中には健康への効果・安全性が明らかでない物が含まれている現実や、昨年発生した特定保健用食品の取消（決まった成分・量が含まれていなかった）、機能性表示食品では、科学的根拠への疑問や特定保健用食品として問題ありとされた製品が販売されるなど、

様々な問題が指摘されています。また、過剰摂取のリスクの指摘もあります。取り締りの強化や制度の見直しなどをすすめる必要があります。消費者としては、こうした食品に頼らないための食に関する正しい知識を持つことと、何よりもバランスのとれた食生活が求められています。

- (8) 現在、加工食品の原料原産地表示に関する見直し検討や、遺伝子組換え食品表示制度の見直し検討がおこなわれています。食品表示は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利（安全確保・選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本とする（食品表示法第3条より）ものです。消費者としては、これらの視点で、自分達はどのような食品表示を求めるかについて、考えることが必要です。
- (9) 埼玉県内では、2009年頃から埼玉県社会福祉協議会などによる「社会福祉施設への食品供給」が行われていました。2011年3月の東日本大震災をきっかけに埼玉県労働者福祉協議会による埼玉県内に避難した「広域避難者の支援」を中心にフードバンク事業がスタートしました。その後、取り組みの輪が広がり、県内の市民団体・生協・労働組合・JAなどによって2016年4月に「フードバンク埼玉運営協議会設立総会」が開催され、活動を継続しています。2016年度は、食糧寄贈団体が13団体となり、フードドライブを25回開催するなどの取り組みをすすめ、食糧45トンが集まりました。また、2017年3月8日にはフードバンク埼玉運営協議会と埼玉県内の子ども食堂を運営する団体や個人が集まり情報交換会が行われました。さらに、そこに集まった子ども食堂の関係者同士の声掛けで「埼玉子ども食堂ネットワーク（32団体）」ができました。また、環境問題も意識し、3R^{**9}を消費者として学習し、食品ロス削減や環境問題も意識した消費行動を強めることが求められています。

4. 安心してらせる社会を創っていくためには、だれもが安心して働き続けられる安定した雇用が前提です。さらにその前提にはだれもが平等に教育を受けられる仕組みづくりが大切と考えます。しかし、国の諸制度は、高度経済成長期とバブル崩壊後の大きな変化に対応しきれていない面もあり、特に若者と高齢者に格差と貧困が広がっているのではないのでしょうか。

- (1) 専業主婦世帯と共働き世帯の推移は、これが1990年代に逆転しました^{**10}。また、高齢者世帯も増加しており^{**11}、「老老介護」「買い物難民」「高齢者の貧困」「防災対策」など、‘高齢者地域’への総合的な施策が必要となっています。
- (2) 雇用の状況を見ると非正規雇用が増え続けています^{**12}。「ワーキングプア」も最多を更新し続けています^{**13}。また、働き盛りの男性で非正規が増えています^{**14}。非正規と正規の生涯賃金は1億円以上の差^{**15}が出ており、格差社会は生まれてから死ぬまで続き、「高齢者の貧困」にもつながっていきます。
- (3) 生活に困窮する低所得者が増加しています。目立つのは単身者で、生活保護を受ける高齢者の90.5%を占めています。格差・貧困が広がる中、子どもの7人に1人が貧困な状態にあり、一人親世帯では5割を超え、貧困の連鎖も深刻な社会問題です^{**16}。生活保護は不正受給^{**17}が問題視されますが、捕捉率と受給率の低さ^{**18}こそが大きな問題です。
- (4) 国と地方の総財政支出のうち、教育機関などへの支出額が占める割合は、調査結果があ

る 32 ヶ国中最下位です^{*19}。また、家庭への公的支援が乏しい状況です^{*20}。2018 年度から給付型奨学金がスタートします^{*21}が、少子化・子育て・教育などへの社会的給付を高めていくことが求められています。

- (5) 大学の学費の高騰と家計収入の減少により、今の大学生の 2 人に 1 人が何らかの「奨学金」を利用しています。結婚した後も大学時代の奨学金約 500 万円の返済があり、夫婦で約 1000 万円を返済する事例も出ています。憲法 26 条の「教育を受ける権利」が損なわれているのではないのでしょうか。
- (6) 消費税の 10% への増税は、2019 年 10 月に再延期されました。社会保障では、2018 年に第 7 次医療計画・介護計画が示され、地域包括ケアシステムづくりが進められる一方で、国は社会保障費の支出をさらに抑制し、国民負担が増加することが予測されます。
- (7) 埼玉県は人口当たりの医師数は都道府県別で最下位、高齢化率の伸びは日本一です。2016 年度診療報酬改定は、「重症者向け病床の要件を厳しくして削減」「紹介状なし大病院受診で初診時 5000 円以上」など、国民が医療から遠ざけられることなどが心配されています。
- (8) 埼玉県内では「貧困の連鎖を断ち切る」ために生活保護世帯の子どもへの教育支援がボランティア活動として取り込まれ、教室参加者の高校進学率が 97.8% と 10% 以上改善されています。さいたま市でも 11 か所で学習支援教室が運営されています。また、フードバンク、フードドライブ、子ども食堂などについての学習や取り組みも広がり始めています。
- (9) 財源問題に目を向けてみると、1989 年度から 2015 年度まで 27 年間で支払った消費税は 304 兆円。同じ時期に法人 3 税の減収の累計は 263 兆円。消費税が法人税減収の穴埋めに使われたことになるとも言えます。株主配当は 3.0 兆円から 12.1 兆円。法人税負担率は 43.7% から 24.1% となっており、さらに下げる議論がされています。

5. 東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の復興支援、県内での取り組みを継続していきましょう。また、多くの国民の願いである原発のない社会をめざしましょう。地球温暖化は深刻さを増しています。消費者として、省エネ再生エネを一層推進し、家庭部門からの温室効果ガス削減に努めましょう。

- (1) 2016 年は、4 月に熊本地震、10 月に鳥取県中部地震、また、北海道・東北における台風被害をはじめ、全国各地で被害が出ています。地球温暖化の影響によって、世界的な異常気象や海面の上昇、自然生態系の変化、食料生産への影響、洪水、高温による健康への影響などリスクが予測されています。近年は、国内外で洪水や豪雨、竜巻、土砂災害などの自然災害が増加しており、防災・減災の取り組みの必要性が高まっています。
- (2) 東日本大震災の復興支援は引き続きの重要課題です。復興庁の発表によると埼玉県内には 2017 年 2 月現在、4454 人が避難されています。全国では約 12 万 3000 人、原発事故のあった福島県では 7 万 9446 人です。特に原発事故のあった福島県では大きく遅れています。そのような中、事故直後の約 8 万 1000 人の避難指示に対し、約 3 万 2000 人の避難指示を一斉解除しましたが、同時に「損害賠償」の打ち切りでもあります。
- (3) 埼玉県内に避難された方が地域に溶け込み生活していくために消費者団体などの地域での役割は大きく、その実践として、大きな避難施設であった旧騎西高校の近隣のサ

ロン活動、川遊びとバーベキュー、夏休みも「福玉結バス」で家族の交流を、「かぞびば夏祭り」などが継続的に実施されています。

- (4) 原発をめぐって、地方自治体の首長選挙で再稼働に慎重な対応を求める候補者が当選する一方、高浜原発、川内原発、伊方原発が再稼働し、さらに広がる可能性があります。また、原発の「集中立地」のリスクや再稼働への合意を得る「地元」の定義を30キロ圏内の自治体を含めるなども検討や議論を深めなければならない課題です。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・賠償・除染などの費用が少なくとも21.5兆円を超えることが明らかになり、他の原発の廃炉費用なども含め、託送料金に上乗せすることによって、極めて「見え難い」形で国民負担を課そうとしています。事故対応の費用は本来、事故を起こした東京電力が負担すべきであり、国民にツケを回すのは本末転倒との議論もあります。高速増殖炉もんじゅの廃炉が決められる一方、高速炉開発の形で研究開発継続の動きがあります。
- (5) 石炭火力発電所の建設ラッシュが進んでいます。石炭火力発電は、温室効果ガスの二酸化炭素(CO₂)を多く排出します。2013年に閣議決定した日本再興戦略は「高効率火力発電を徹底活用」とうたわれています。2014年に閣議決定した国の「エネルギー基本計画」では、原発と並んで石炭を「重要なベースロード電源」と位置づけています。石炭火発は高効率のものでも液化天然ガス(LNG)火力発電の2倍のCO₂を排出します。「パリ協定」は今世紀後半にCO₂の排出の「実質ゼロ」をめざしている視点からも家庭での節電は大切です。
- (6) 電力の完全小売り自由化が2016年4月より始まりました。ドイツに見られる様な、発電種類の内訳(原子力、石炭、天然ガス、その他の化石燃料、再エネ)や環境影響(CO₂、放射性廃棄物排出量)を料金請求時の情報提供に義務付けることはなく、「知らされる権利」の視点から十分な対応になっていません。
- (7) 電力小売り自由化に続いて、2017年4月からの都市ガスも自由化されました。家庭のエネルギーに関する状況の変化の中で、LPガスについても、価格のバラツキの大きさ、戸建住宅と集合住宅との差、請求書への基本料金・従量料金及び設備貸付料などの内訳の明記など、消費者の「知らされる権利」「選ぶ権利」の取り組みが求められています。
- (8) 国連は、地球温暖化対策を進める国際的な枠組みである「パリ協定」を2016年11月に発効しました。世界で平均気温上昇を2度未満に抑えることを全体目標として掲げ、世界全体で21世紀後半に人間活動による温室効果ガス排出量を実施的にゼロにしていく方向を打ち出しました。2017年6月に米国トランプ大統領による「パリ協定」離脱が表明されています。消費者としては「パリ協定」の枠組みを後退させない視点での取り組みが求められています。
- (9) 2015年9月に国連総会で国連持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、協同組合の役割が位置づけられました。日本においても総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が設置され、ガイドラインの策定などが進められています。

以上

[注記]

※1	契約金額別件数（金額が判明したものに限る。契約していない場合は請求された額）で見ると、2015年度は、契約購入金額が判明しているものは、2万4338件で、合計金額は約313億円、1件当たりの平均契約金額は約128万円。年代別契約金額（年齢・金額が判明したものに限る）平均契約金額が最も高額だったのは70歳代の174万6000円で、次いで60歳代以上の167万6000円と依然として高齢者の契約金額が高額。
※2	国民生活センターの全国の相談の集約・分析では、契約した年齢別にみると、18歳、19歳は年間5000～6000件だが、20歳は1万件超え。「20代」と答えた人も含むため単純比較はできないが「増えているのは確か」。背景にあるのは、法律上の扱いの大きく違い。未成年者が親の同意を得ないで結んだ契約は取り消せる（民法）。これがトラブル発生の強い抑止力になっているが、20歳になると保護から外れてしまう。これが18歳で起こることが心配。
※3	現在、世界の人口は73億人、2050年に97億人、2100年に112億人の見込み。一方、国内の耕地面積は1961年の609万ヘクタールから2014年に452万ヘクタールに、農業就業人口は、2000年の約390万人から2016年には200万人割れに。
※4	カナダ258%、オーストラリア205%・アメリカ127%・フランス129%・スペイン96%・ドイツ92%・イギリス72%・スウェーデン71%・オランダ66%・イタリア61%・スイス50%・韓国42%など
※5	日本15.6%、フランス90.2%、イギリス95.2%、スイス94.5%など
※6	経営体数（2015年2月1日現在）は37,484経営体、5年前に比べて17.0%減少。農業経営体の経営耕地面積は53,815haとなり、5年前に比べて5.4%（3,058ha）減少。
※7	販売農家の年齢階層別農業就業人口をみると、15～39歳が3,377人（5.8%）、40～49歳が3,305人（5.6%）、50～59歳が6,131人（10.5%）、60～64歳が8,244人（14.1%）、65歳以上が37,518人（64.1%）。平均は66.9歳。
※8	「主要農作物種子法」は稲・麦・大豆の種子の開発や生産・普及を都道府県に義務づけている。食糧としての重要性や、野菜などと違い短期間での種子の開発・普及が困難であること、などのため。この制度の下で、都道府県は試験研究の体制を整え、地域に合う品種を開発し、「奨励品種」に指定、さらには原種の生産圃場の指定、種子の審査、遺伝資源の保存などを行ってきた。制度発足から半世紀以上が経過し、食料・農業をめぐる状況が変化したとはいえ、稲などの品種の開発・普及に公的機関が責任を負うことで優良品種を安定して供給するという大事な役割は今日でも変わっていないとの評価がある。
※9	Reduce（リデュース）使用済みになったものなるべくゴミとして廃棄されることが少なくなるように物を製造・加工・販売すること、Reuse（リユース）使用済みになってもその中でもう一度使えるものはゴミとして廃棄しないで再使用すること、Recycle（リサイクル）再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄された物でも再生資源として再生利用すること
※10	1980年は専業主婦世帯1114万世帯と共働き世帯614万世帯、2015年は専業主婦世帯687万世帯と共働き世帯1114万世帯（内閣府資料）。
※11	65歳以上の高齢者のいる世帯は、2014年現在、世帯数は23,572千世帯と、全世帯（50,431

	千世帯)の46.7%。その46.7%を分母にすると単身世帯25.3%、夫婦のみの世帯30.7%、親と未婚の子のみの世帯20.1%と増加傾向。
※12	2000年に26%だった非正規雇用者の割合は、総務省の2016年10～12月によると、前年同月に比べ27万人増えて2042万人(37.7%)。内訳はパート・アルバイトが1431万人、契約社員が284万人など。男性22.2%、女性56.1%。
※13	働いてもまともな生活ができない低賃金の「ワーキングプア」が2014年、1139万2000人と史上最多を更新。このうち約8割が非正規雇用労働者。
※14	総務省「労働力調査」で非正規雇用労働者数の推移を男女別、年齢別にみると、25～54歳の男性は2002年の158万人から2015年は228万人へと1.44倍に増加。
※15	2015年の「賃金構造基本統計調査」(厚労省)によると、非正規雇用で働き続けた場合の生涯賃金は、正規雇用に比べて約8千万円少ない。生涯賃金は男性正規1億8152万円、男性非正規1億275万円、女性正規1億3448万円、女性非正規8020万円。
※16	相対的貧困率は1985年には12%、ほぼ年々増加し、2009年には16%に。子どもの貧困率も10.9%から16.3%(厚生労働省「2013年国民生活基礎調査」)に増加。一人親世帯での貧困率は50.8%。生活保護世帯の高校等進学率は89.9%(全体98.4%)と低く、中退率は5.3%(全国1.5%)と高い。また、中学卒離職率(一年目)は43.0%と大卒の3.3倍、高卒の2.2倍。世代を超えた「貧困の連鎖」は25%。
※17	不正受給の率は、件数では1.5%、金額では0.38%。
※18	捕捉率(生活保護水準未満の収入や資産で暮らす世帯のうち、保護を受けている割合)は、日本は15～18%、ドイツ65%、フランス92%。受給率(人口に占める生活保護受給者の割合)は日本1.6%、ドイツ9.3%、フランス5.7%。
※19	2009年度(各国は2009年)の国と地方の総財政支出のうち、教育機関などへの支出額が占める割合は、日本が8.9%で、調査結果がある32ヶ国中最下位(平均13.0%)。また、教育機関への公的支出の対GDP比(2010年:OECD)は、日本は3.6%であり、デンマーク7.6%、ノルウェー7.5%、などに比べ低い状況。
※20	日本は世界の中でも家庭への公的支援が乏しい状況です。国立社会保障・人口問題研究所が2015年10月にまとめた統計によると、政府が育児や保育所の運営など家庭関係に充てる予算は年間約6兆円。国内総生産(GDP)に占める割合は1.25%で、英国の3.76%、スウェーデンの3.46%、フランスの2.85%などを大きく下回っている。
※21	文部科学省によると、給付型奨学金の支給対象は、住民税非課税世帯の大学などへの進学者で、成績や課外活動の実績などで高校が推薦する。給付額は、国公立に通う自宅生が月2万円、国公立の下宿生と私立の自宅生は3万円、私立の下宿生は4万円。児童養護施設の出身者らには、入学時の一時金として24万円を別途支給する。 2017年度は児童養護施設出身者と、私立の下宿生で高校時代に成績が特に良かった約2800人を対象に先行実施。2018年度から1学年当たり約2万人を対象とする本格実施。

2017年10月12日

第53回埼玉県消費者大会実行委員会

実行委員長 加藤ユリ

要 請 書

私たちは、春に25の県域・地域の消費者団体で実行委員会を発足させ、本日「自ら考え行動する消費者になろう」をスローガンに掲げて、第53回埼玉県消費者大会を開催しました。開催にあたり、埼玉県からのご支援・ご協力をいただきましたこと感謝申し上げます。

私たちは、今大会の成功を力に、実行委員会での論議や学習を今後の活動に活かし、くらし・地域を豊かにするために行動するとともに、消費者市民社会の実現に向けて各団体の活動をすすめていく所存です。

ここに、実行委員会での基調となる私たちを取り巻く社会情勢、埼玉県の状況についての話し合いをもとに、すべての県民が健康で文化的な生活が営め、安心してらせる豊かな埼玉県を創り上げたいとの思いから国や埼玉県などの行政に対する要請事項をまとめました。

記

1. 平和・核兵器廃絶

- (1) 消費者大会実行委員会の話し合いの中で、平和でなければ普通のくらしも消費者の権利も成り立たないことを確認してきました。今年確認された「埼玉県5か年計画」の中で目指すべき将来像として「子どもを生み育てる希望がかない、高齢になっても住み慣れた地域で健康にくらせる安心した社会を目指します」とかかげています。これも同様に平和な社会があってこそその姿です。平和を守るための様々な取り組みを埼玉県もすすめてください。
- (2) 2017年7月7日国連会議にて122か国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。また、平均年齢が80歳を超えた被爆者が「生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したい」との願いから始めたヒバクシャ国際署名は、上田清司知事をはじめ県内の54首長から賛同をいただきました。さらに埼玉県の全市町村は広島・長崎両市長の核兵器廃絶に向けた都市連帯の呼びかけに応え「平和首長会議」に加盟しています。埼玉県から日本政府へ「核兵器禁止条約」を批准するように、働きかけをおこなってください。
- (3) 戦争体験者、原爆被爆者の平均年齢が80歳を超えて、平和のために次世代へ体験を語り継げる人々が年々減っている状況です。語り部から風化させてはいけない体験を聞きとる活動など、埼玉県としても次世代に継承するための取り組み、戦争の惨禍を再び起こさないための平和の尊さを考える取り組みを積極的にすすめてください。また、その中では核兵器廃絶に向けた県民の様々な取り組みと連携もすすめてください。

2. 消費者課題

- (1) 本年4月より、新しい埼玉県消費生活基本計画がスタートしました。重点とされている消費者教育のプラットフォームづくりや消費者被害を減らしていくための施策を確実に実行し、基本計画をより実行性のあるものにしてください。
- (2) 昨年4月、改正消費者安全法が施行されました。埼玉県においては市町村がおこなう消費者安全確保地域協議会の設置が2017年9月現在7市1町と全国に先駆けて（全国では31自治体 2017年4月消費者庁資料より）すすめられており、消費者の安全を守る取り組みが大きく前進しました。引き続き埼玉県として、福祉部局・消費生活部局が一緒になって先進的に取り組んできた経験を活かし、各市町村にトータルで地域を見守るネットワーク形成、消費者安全確保地域協議会の設置を働きかけてください。あわせてこれらの仕組みが有効に機能するようにサポートしてください。
- (3) 消費者教育推進法には、「自治体における消費者教育推進計画の策定」「自治体における消費者教育推進地域協議会の設置」がうたわれています。(1)でも触れたように、学校教育や一般消費者を対象にした消費者教育が前進するようにしてください。消費者教育のプラットフォームづくりをすすめるとともに、市町村への働きかけをおこなってください。
- (4) 県や市町村の消費者行政充実のために予算をともなった強い指導をおこなってください。また、出前講座等の消費者被害防止に関する学習や消費者相談体制・消費者自立支援活動の強化、消費者団体の育成・支援の強化をおこなってください。
- (5) 消費相談体制は、担当職員の増強、消費生活相談員の専門性を配慮した任用と処遇の適正な運用をおこなってください。
- (6) 埼玉県・県内市町村で相談窓口業務の民間委託が実施されていないことは、安心するとともにその姿勢を高く評価するものです。民間委託は様々な問題（中立性の問題、PIO-NETを民間事業者が扱うリスクなど）を含んでおり、好ましくありません。今後も、民間委託はおこなわないでください。
- (7) 埼玉県民向けに消費者被害防止のための啓発活動（テレビ・ラジオ・映画館等）を積極的にすすめて下さい。また、啓発活動を担う消費者被害防止サポーターの活動支援をお願いします。
- (8) 消費者大会を含めて、消費者団体が交流し学習することは消費者教育の重要な場です。埼玉県からの支援の継続、強化をおこなってください。

3. 食、食の安全・安心

- (1) 群馬県と埼玉県にある総菜店で販売されたポテトサラダなどを食べた人から相次いで〇157が検出された問題で、前橋市にある同じ系列の店舗で購入した総菜を食べた東京都内の3歳の女の子が死亡しました。食中毒の防止のための県内流通食品及び施設に対する監視指導・検査を徹底してください。また、食品衛生指導監視員を充実させ、食品検査数を維持してください。さらに、事業者や県民への予防啓発を強めてください。
- (2) 昨年にも要望しましたが、売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるはずの食品が廃

棄されてしまう「食品ロス」も大きな問題です。埼玉県が2014年（平成26年）におこなった「食品ロスの削減に関する県政世論調査」でも、食品ロスに関する認知度は低く、県民に対する周知が必要です。現在「食べきり SaiTaMa 大作戦」などソーシャルメディアを活用した取り組みをすすめています。県民への周知を強め、食品ロス削減に積極的に取り組んでください。

- (3) 高齢化と就労者の減少が続く県内農業者の支援とともに、地産地消の推進や飼料米・飼料稲などによる遊休農地の活用などを積極的に推進して下さい。また、埼玉県に適合した新品種の研究、育成、普及のために必要とする予算と人材を確保して下さい。
- (4) 市町村によって義務教育における学校給食の格差があります。自校式・センター式などの給食運営、給食費、地産地消の推進、給食をとおした食育の推進など、様々な違いがあります。充実させる立場で、県が実態を把握し、県内で大きな格差が出ないように市町村へ働きかけてください。
- (5) 食育は生きる力をつける消費者教育の一つです。埼玉県消費者大会に参加する消費者団体においても、様々な取り組みをおこなっているところです。2016年（平成28年）から3か年を対象にした第3次埼玉県食育推進計画に基づく食育を充実させるために、消費者団体との連携・支援を検討して下さい。
- (6) 2015年4月から改正食品表示法が施行されました。表示に関する加工食品の経過措置期間も2年を過ぎ、残り3年と迫ってきています。食品事業者への指導をすすめ、食品表示移行の取り組みをすすめてください。また、景品表示法・食品表示法にもとづく行政指導を強化して下さい。
- (7) 牛トレーサビリティ法が、適正に運用されるように、引き続き監視・指導をおこなってください。

4. 医療・福祉

- (1) 2017年4月（平成29年4月）、要支援1・2の方々が介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。しかし、各市町村が提供することになる多様なサービスづくりは、すすんでいるとは言えません。この間、要望したように、市町村の財源や体制により格差が生まれることは好ましくありません。埼玉県民が安心して老後を過ごせるように、市町村の多様なサービスの準備状況の調査、実施に向けた支援をおこなってください。
- (2) 認知症の早期発見、早期治療が行われる環境づくりをおこなってください。埼玉県は全国一位のスピードで超高齢社会になっていくと言われていています。一人暮らしの方、高齢者のみの世帯、介護離職された世帯など様々な状況の人々が認知症と向き合える体制作りをすすめてください。
- (3) 介護に関わる人材の確保と質的な充実を埼玉県としてすすめてください。そのために、すでにおこなっている施策の継続、さらなる施策の充実をおこなってください。
- (4) 後期高齢者の保険料軽減特例措置を継続し、高齢者の医療費負担の助成をおこなってください。
- (5) 「入院時食事療養費」「患者申出療養」「紹介状のない大病院受診定額負担」などを

見直すように国に働きかけてください。

- (6) 埼玉県では慢性的な医師不足がおこっています。10万人あたりの医師数は152.8人（平成26年厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査の概況より）と、全国で1番低く、全国トップの京都府（307.9人）と比べると1/2のレベルです。こうした医師偏在を解決すべく、医療従事者が埼玉県に定着できる就労支援対策をおこなってください。
- (7) 2016年（平成28年）、障害者差別解消法が施行されました。すべての県民が、障害を持っている、いないに関わらず、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、施策を充実させてください。
- (8) 県民が生涯活躍できるまちづくりの取り組みを進めてください。そのためには高齢者の主体的な存在を活かすことが不可欠です。健康長寿埼玉プロジェクトは、埼玉県の政策の三本柱の一つです。モデル事業の拡大を図り、誰もが安全に健康的なくらしが最後までできるように施策を充実させてください。

5. 環境・くらし全般

- (1) 埼玉県として、再生可能エネルギーの「地産地消」によるエネルギー自給圏づくりを推進してください。そのためにも、再生可能エネルギーの急速拡大に向けた家庭や企業への助成制度の拡大をおこなってください。
- (2) 2016年（平成28年）4月より電力小売完全自由化、2017年（平成29年）4月からはガス小売完全自由化がスタートしました。しかし、私たち消費者が新しい事業者を選ぶための情報が十分に公開されているとは言えない状況です。消費者が公正な情報を得ることができるように、国に働きかけてください。また、埼玉県においては、消費者トラブルに巻き込まれないように、制度についての周知に力を注いでください。
- (3) 国内での原発の再稼働や新規建設、原発の輸出については、もっと慎重になるべきです。「すみやかに原発のない社会を実現する」ように、国への働きかけなどを強めてください。
- (4) 埼玉県では、DV防止基本計画を作成し様々な施策を実施されていますが、更に専門的な知識を持った職員の養成、民間と協力してのDVシェルターの増設をおこなってください。
- (5) 元気なシニアや女性が活躍できる埼玉県をめざしてください。

6. 教育・子育て

- (1) 埼玉県では、子どもの医療費助成がすべての市町村で15歳年度末となり、12市町村では18歳年度末までの補助が実現しています。引き続き、各市町村において入院・通院とも18歳年度末までの助成が実現するように、埼玉県が現行就学前までとしている対象年齢の引き上げと、市町村への支援の拡大をおこなってください。
- (2) 保護者の経済（収入）格差が広がる中で、そのしわ寄せが子どもの教育格差に直結しています。埼玉県は早い時期から、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援をおこない、高校進学率の向上、高校中退率を減少させていますが、更にどんな子ども

にも平等に学べる環境やサポートの充実をおこなってください。

- (3) 現在多くの大学生が利用している貸与型奨学金は、在学中から借金を背負った形となり、若年層の貧困の原因ともなりかねません。こうした事態を受け、国として給付型奨学金制度が導入されました。先進的に様々な就学支援をおこなってきた埼玉県だからこそ、県独自の給付型奨学金制度の創設など奨学金制度の充実をおこなってください。
- (4) 子どもの貧困問題が表面化する中、県内各地では、地域の中で住民どうしができることを考え、子どもの地域での居場所となる「子ども食堂」などの取り組みがひろがりを見せています。こうした活動への埼玉県からの食品衛生面でのサポート、運営に関する支援について検討をおこなってください。また、埼玉県の子どもの貧困の実態を明らかにするための実態調査をおこなってください。
- (5) 昨年4月、フードバンク埼玉が設立されました。品質には問題がない食品・食材を、企業や個人から引き取り、必要としている福祉施設・団体等や生活困窮者へ無償で提供する活動を展開しています。埼玉県5か年計画では「子どもの貧困の解決」が重点推進課題として位置づけられおり、経済的に厳しい状況にある家庭への一助となるフードバンクへの公的財政支援を検討してください。
- (6) 子どもの予防接種で、任意のものについても無償化を国に働きかけるとともに、埼玉県の補助で無償化をおこなってください。
- (7) 引き続き小学校・中学校の35人以下学級をさらに積極的にすすめてください。中でも、小学校3年生における35人学級をすすめてください。
- (8) 保育園の待機児童解消のために、埼玉県が積極的に対策をすすめてください。

7. 復興支援・防災・減災

- (1) 東日本大震災から6年半が過ぎました。原発事故によって福島県内の避難指示区域以外から逃れてきた「自主避難者」への住宅の無償提供が、今年3月末で打ち切れ、4月以降、現在の住宅から立ち退きを求められ、新たに多額の家賃の発生に見舞われるケースが続出しています。県内における避難者が、帰還できるまで埼玉県民とともに、地域の中で安心してくらせるように支援の継続をお願いします。また、3,432人が県内に避難している福島県（2017年8月17日現在）と、情報を共有しあい、避難者における問題の解決に尽力してください。
- (2) 大規模地震や近年多発する局地的風水害等に対する備えをより一層強化するとともに、県民の防災・減災力を高めるために被害想定や事前の備えなどに関する啓発をおこなってください。また、県民の防災・減災に関する取り組みのサポートをおこなってください。
- (3) 災害時のボランティアが実効性ある支援・受援機能を発揮するために、普段からボランティアの育成に努めるとともに、各ボランティア組織と連携して、情報交換やネットワークの仕組みづくりをおこなってください。
- (4) 2015年（平成27年）年9月に発生した「関東・東北豪雨被害」は、自治体が都県境を越え、市町村の境を越えて連携することの大切さを私たちに教えてくれました。その後、利根川氾濫に備えた6都県49市区町による協議会が開催されるなど、自

治体間の連携が始まりましたが、埼玉県としても更なる連携に向けて市町村への働きかけをおこなってください。

8. その他全般

- (1) 県産木材の利用促進をすすめてください。本県の林業の活性化は、経済的なことはもちろんですが、山や里山の環境整備、防災、県民の健康増進へとつながります。県民に森林保全の必要性や良さを広げ、県産木材のPRをおこなってください。

以上

大会アピール（案）

「自ら考え行動する消費者になろう ～平和で安心してらせる社会へ～」をスローガンに、第53回埼玉県消費者大会を開催しました。

私たちは、「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法のもとに暮らし、「消費者の権利」の実現を求めています。

憲法12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを確保しなければならない」を実践し、自ら声を出し、行動していきましょう。

平和でなければ、ふだんの暮らしも消費者の権利も成り立ちません。

この間、国家安全保障会議の設置、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定、特定秘密保護法の施行、いわゆる「共謀罪」法の国会での強行採決など、国内では目を離せない状況が続いています。一方、国連では「ヒバクシャ」の苦しみに言及し、核の開発・実験・生産・製造・保有・使用・使用の威嚇などの禁止を盛り込んだ核兵器禁止条約が採択されました。

安心してらせる社会を創っていくためには、安定した雇用＝だれもが安心して働き続けられることが前提です。さらにその前提にはだれもが平等に教育を受けられる仕組みづくりが大切と考えます。しかし、国の諸制度は、高度経済成長期とバブル崩壊後の大きな変化に対応しきれない面もあり、特に若者と高齢者に格差と貧困が広がっています。貧困の連鎖を断ち切ることも求められています。

地震や豪雨など自然災害が多発しています。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の復興支援など、県内での取り組みを継続していきましょう。また、多くの国民の願いである原発のない社会をめざしましょう。地球温暖化は深刻さを増しています。消費者として、省エネ再エネを一層推進し、家庭部門からの温室効果ガス削減に努めましょう。

2017年10月12日 第53回埼玉県消費者大会

記念講演

も た に こ う す け

講師 藻谷浩介さん



〔現職〕

(株)日本総合研究所 主席研究員

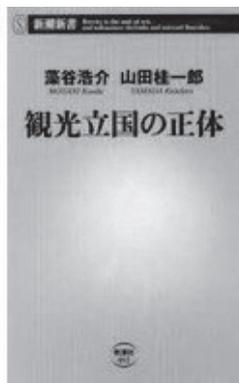
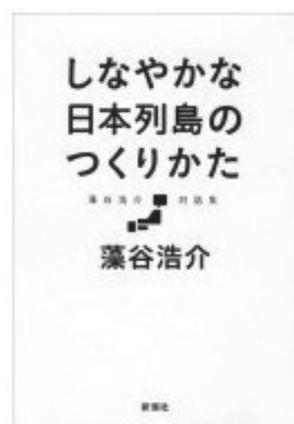
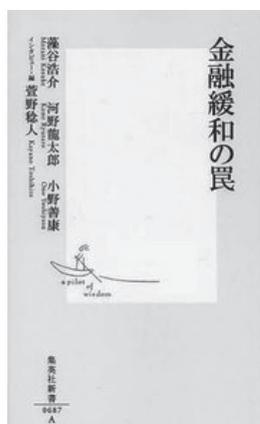
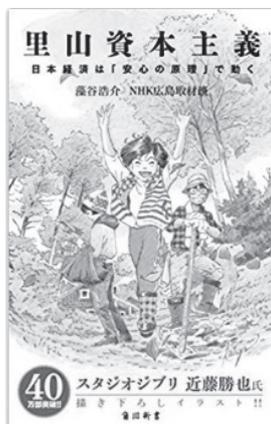
(株)日本政策投資銀行 地域企画部 特任顧問

特定非営利活動法人 ComPus 地域経営支援ネットワーク 理事長

〔略歴〕

山口県生まれの52歳。平成合併前3,200市町村のすべて、海外83ヶ国を自費で訪問し、地域特性を多面的に把握。地域振興や人口成熟問題に関し精力的に研究・著作・講演を行う。2012年より現職。近著にデフレの正体、里山資本主義（共に角川Oneテーマ21）、金融緩和の罠（集英社新書）、しなやかな日本列島のつくりかた、和の国富論、観光立国の正体（共に新潮社）、日本の大問題（中央公論新社）。

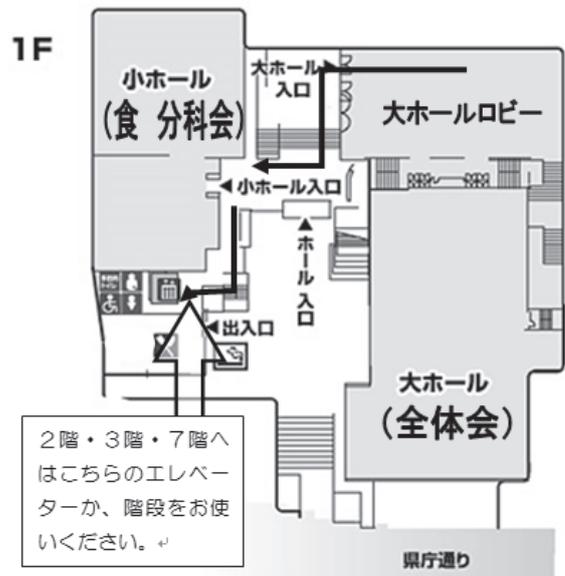
〔主な著書〕



《分科会のご案内 & 会場案内図》

開場：13時00分
 開会：13時30分
 閉会：15時30分

各会場に、分科会資料を用意しています。
 満席の際は、入場できませんので
 ご了承ください。



①食	会場 小ホール (1階)
「消費者の選ぶ力が重要です」 ～あらためて学ぶ食品表示と今おきていること～	
助言者	森田満樹さん(消費生活コンサルタント)
事例報告	埼玉県産米・米粉の普及啓発の実践報告 埼玉県地域婦人会連合会 埼玉県内「農業の現場からの報告」 埼玉県農民連
<p>食品表示は、消費者が商品を選択するための重要な情報です。適正な表示は、私たち消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）※ですが、消費者としても「選ぶ力」が必要です。今回の分科会では森田満樹さんを講師に迎え、食品表示の基本的なお話、食品表示をめぐる情勢（加工食品原料原産地表示など）について話していただきます。また、後半では、実行委員会団体2団体より、実践報告をおこないます。</p> <p>※消費者基本法に適正表示の施策における「権利の尊重と自立の支援」が規定されています</p>	

②消費者課題	会場 7B (7階)
「地域の見守りと支援の大切さ」～孤立死現場からの警鐘～	
助言者	石見良教さん(あんしんネット)
事例報告	「熊谷安心お助け隊」の活動について
<p>孤立死やセルフネグレクト（自己放任）は、高齢者に限ることではなく、若者の例もあるなど、決して他人事ではありません。</p> <p>福祉整理人・遺品整理人として、不用品の整理、お部屋のお片付け、老人ホーム等へのお引越しを始め、最終的には、遺品の整理などの業務を行っている石見さんが見た、“孤立死現場からの警鐘”として、日ごろからの地域の見守りと支援の大切さについてお話しいたします。</p> <p>また、地域での“お助け事例”として、実際に活動なさっている市民の方から活動報告いただきます。</p> <p>私たちが今からでも出来ること、皆で考えましょう！</p>	

③社会保障	会場 3C (3階)
「格差・貧困の現状」 ～生活困窮者や子どもの貧困について考える～	
助言者	齋藤弘明さん (日本労働者協同組合連合会センター事業団北陸信越事業本部長)
事例報告	「子ども食堂・学習支援活動等について」 チームひだまり 会長 上蓼(うわみの) 礼子(れいこ)さん 「無料低額診療事業について」 医療生協さいたま生活協同組合 保土田毅さん 「子ども・若者学習支援から見えてくる貧困について」 彩の国子ども・若者支援ネットワーク 白鳥 勲さん
「生活困窮」って身近で感じたことありますか。生活保護や生活困窮問題は、単に経済的な課題だけでなく、病気や地域で孤立している中から、発生していることもあります。その意味では、他人事ではなく私たちの身近に迫っている問題でもあります。そんな困難を抱えた生活困窮者への就労支援や生活相談の現場、そして子どもの貧困や子ども食堂の現状について学び、明日から私たちができることを考えましょう。	

④映画	会場 大ホール (1階)
「飯舘村のお母ちゃんたち 土とともに」	
<p>菅野榮子(かんの えいこ)さんは79歳。孫に囲まれた幸せな老後を送るはずが、福島第一原発の事故で一転する。榮子さんが暮らす福島県飯舘村は全村避難となり、ひとりで仮設住宅に暮らすことになった。</p> <p>支えは親戚であり友人の78歳の菅野芳子(かんの よしこ)さん。芳子さんは避難生活で両親を亡くし、ひとりで榮子さんの隣に移ってきた。</p> <p>「ばば漫才」と冗談を飛ばし、互いを元気づける、2人の仮設暮らしが始まった。ふたりは先の見えぬ不安を語り合い、泣き笑いながら、これからを模索していく。</p>	
	

第53回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体の紹介

(2016年4月～2017年5月まで)

埼玉県消費者団体連絡会 代表幹事 岩岡宏保 柿沼トミ子 加藤ユリ	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL048-844-8971 FAX 048-844-8973	
【広報】なし	【会員数】6団体
【設立】1976年	【運営】幹事会(月1回)
【活動】①食の安全を守る取組み、②消費者行政充実強化の取組み、③くらしや健康を守る取組み、④「平和」の大切さを学び広げる取組み、⑤環境への負荷を軽減し持続可能な社会づくりへの取組み、⑥県への審議会委員の推薦、⑦第52回埼玉県消費者大会・県との懇談会(事務局機能)、⑧県内消費者団体交流会開催(年4回)、⑨全国消費者団体連絡会への役員選出・全国消費者大会参加、⑩国政への意見・要望提出	
【行政の審議会などへの参加】 県消費生活審議会、県消費生活審議会苦情処理部会、県食の安全県民会議、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、県米需給検討会議、県種苗審議会、県卸売市場審議会、魅力ある農業・農山村づくり検討委員会、彩の国さいたま環境賞審査委員会、県フロン回収・処理推進協議会、県介護保険審査会、埼玉県LPガスお客様センター委員会、関東財務局財務行政モニター	

埼玉県地域婦人会連合会 会長 柿沼トミ子	
〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ2階 TEL048-822-2466 FAX 048-824-3083	
【広報】年2回(各9,000部)	【会員数】6,000人
【設立】1948年3月11日	【運営】総会(年1回)、本部役員会(年2回) 常任理事会(年5回)
【活動】①第64回全国地域婦人団体研究大会 ②結核予防のための複十字シール運動 ③埼玉県米消費拡大推進連絡協議会(米粉利用の推進) ④北方領土返還要求運動 ⑤ちふれ化粧品購入運動 ⑥結婚相談 ⑦「緑の銀行」募金活動 ⑧会員相互の親睦や教養を高めるための観劇などの文化鑑賞	
【行政の審議会などへの参加】 男女共同参画会議委員、男女共同参画推進連携会議議員(内閣府)、金融広報中央委員会委員、国立女性教育会館運営委員会委員、(独)北方領土問題対策協会評議員ほか 医療審議会、社会福祉審議会、地方薬事審議会、卸売市場審議会、公衆浴場入浴料金審議会、埼玉県社会福祉協議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、彩の国コミュニティ協議会、他協議会・委員会多数	

新日本婦人の会埼玉県本部 会長 加藤ユリ	
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル2F TEL048-829-2307 FAX 048-829-2313	
【広報】新婦人しんぶん	【会員数】8,100人
【設立】1962年	【運営】県本部大会(2年1回) 県本部委員会(2カ月1回)常任委員会(月1回)
【活動】①家計簿運動 ②地球温暖化防止のとりくみやNO2測定、原発再稼働反対のとりくみ、福島の子どもツアー実施、公園などの放射能測定 ③日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、みそ作り、田植え、稲刈り、産地見学・生産者との交流など産直運動 ④介護保険・医療改悪反対の学習と自治体との話し合い、子育て支援として子ども医療制度など、社会保障拡充の運動 ⑤30人学級実現のための運動と、エアコンなど学校の設備改善運動 ⑥「赤ちゃん・親子リズム」など若い母親の育児サークルの運営 ⑦核兵器廃絶のための写真展や戦争展、署名活動・憲法改悪反対の学習会など平和の取組み ⑧各自自治体の消費生活展に参加 ⑨公園・駅・道路など改善運動 ⑩女性の地位向上のための学習など	
【行政の審議会などへの参加】 県女性問題協議会、県消費生活審議会など	

埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 岩岡宏保	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973	
【広報】情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年1回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年1回)	【会員数】16生協 約207万人
【設立】1972年6月	【運営】総会、理事会(年6回)、他各種委員会
【活動】 埼玉県生協連は「平和とよりよき生活のために」に立ち返り「各会員生協の実践を交流する場づくり」「社会への発信」「幅広い連帯の形成」を大切に、役割を発揮していきます。2017年は、消費者被害防止、ヒバクシャ国際署名、生活困窮者支援などを重点として取り組みをすすめていきます。	
【行政の審議会などへの参加】 県消費生活審議会、県環境審議会、食の安全県民会議、県卸売市場審議会、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、県米消費拡大推進協議会、地球温暖化対策に関する専門委員会、県建築物安全安心推進審議会、県宅地建物取引業審議会、彩の国コミュニティ協議会、S-GAP 検討委員会など	

埼玉母親大会連絡会 代表委員 内田典子 加藤ユリ 美口千枝子	
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817	
【広報】母親通信	【会員数】21 県域団体、37 地域実行委員会
【設立】1955年	【運営】埼玉母親大会(年1回)、実行委員会(月1回) 常任委員会(月1回)
【活動】①第60回埼玉母親大会開催(6/27) 埼玉会館 参加1,120人、記念講演は一橋大学名誉教授の渡辺治氏「だれもが人間らしく生きられる社会を」をテーマに講演。別所沼の原爆慰霊碑と常泉寺を尋ねる平和の碑めぐり見学分科会をはじめ12の分科会を行いました。②県・地域母親大会の話し合いから県行政に要請。11月県担当部局と、同11月県民生活部長と懇談。③12月8日を中心に、第二次大戦時の召集令状の写し「赤紙」を県内の主要駅頭・スーパー前等で配布。平和の大切さをアピールしました。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

埼玉公団住宅自治会協議会 会長 佐藤利彦	
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6 TEL048-832-4937 FAX 048-831-7888	
【広報】埼玉自治協ニュース随時 機関紙(年3~4回)	【会員数】37,000 世帯
【設立】1980年	【運営】
【活動】 2016年の主な活動は、団地居住者の高齢化が進み、高齢者の大半が年金生活者です。高齢者は今後も増加する見込みで、家賃負担等が困難になってきています。自治協は、都市機構法25条第4項に書かれている「家賃減免」措置の実現をめざし、生活実態調査をとり、国会議員、都市機構、国土交通省等に提出、運動をしてきました。引き続き、安心して住み続けられる公団住宅をめざし、運動をすすめていきます。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

さいたま市消費者団体連絡会 代表 廣田美子	
〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 さいたま市市民活動センターメールボックス: E-04 TEL048-855-7456	
【広報】ホームページ http://shodanren.exblog.jp/	【会員数】9 団体
【設立】1999 年 4 月	【運営】総会(年1回)、定例会(月1回)
【活動】①平成 28 年度さいたま市消費者フォーラム「大震災から5年 あなたは家族をどう守る! ? ~高齢者・子ども・女性などの視点から防災を考える~」5/28②2016 年度県内消費者団体交流会参加 ③消費者被害防止街頭キャンペーン 10/7 ④第 52 回埼玉県消費者大会第 1 回・第 2 回プレ学習会参加 ⑤第 16 回さいたま市消費生活展「あなたも私もみんな消費者~みずから行動、ともに支えあおう~」開催(10/16) ⑥クロノゲート見学 3/23 ⑦NPO法人埼玉消費者被害をなくす会総会出席 ⑧学習会「さいたま市の最近の消費者被害って?」開催 1/21 ⑨埼玉消団連幹事会出席 ⑩埼玉県消費者大会実行委員会出席 ⑪関東農政局の懇談会出席 ⑫埼玉県食品安全局との懇談会出席 ⑬日本獣医師協会年次学術総会市民更改講座パネリスト	
【行政の審議会などへの参加】 埼玉県消費生活審議会、埼玉県魅力ある農業・農山村づくり検討委員会、さいたま市消費生活審議会、さいたま市食の安全委員会、さいたま下水道事業審議会、さいたま市食肉中央卸売市場市場取引委員会、さいたま市食肉卸売市場市場運営協議会	

コーペル 会長 奈良原ノブ子	
〒332-0012 川口市本町 4-2-3 友愛ビル 3 階 TEL048-251-3089 FAX 048-253-8995	
【広報】コーペルニュース月 1 回発行	【会員数】300 人
【設立】1960 年 6 月	【運営】年 1 回大会、月 1 回理事会
【活動】①米消費拡大推進事業（県産米の献立料理の会、彩のかがやき消費啓蒙）、②福祉活動（県内福祉施設見学、深谷養護盲老人ホームに手作り小物、古切手書き損じ葉書寄贈 18 年連続）、③月 1 回古布リサイクル作品づくり 15 年継続）、④環境勉強会（外部講師による気球環境・災害の学習）、⑤遊歩隊（史跡などの散策）、⑥会員の親睦を深める取り組み（食事会・初詣など）⑦ローゴ体操（高齢者向けの様々な器具を使用する体操）、⑧埼玉県消費者大会実行委員会への参加（実行委員会発足時より継続）、⑨福島復興支援（復興支援のひまわり栽培協力）	
【行政の審議会などへの参加】さいたま市消費生活審議会、埼玉県米消費拡大推進連絡協議会	

生活協同組合コープみらい 理事長 新井ちとせ	
〒336-8523 埼玉県さいたま市南区根岸 1-6-12（埼玉県本部） TEL048-839-2711FAX 048-865-3158	
【広報】コープみらい	【会員数】334 万人
【設立】2013 年 3 月 21 日	【運営】理事会(月1回)
【活動】2017 年度は、『商品コミュニケーション』『子育て』『高齢者』『環境』を重点課題とし、『平和』『ユニセフ』『消費者課題』『防災・減災・被災地(者)支援』など様々な活動を通じて、ビジョン 2025「食卓を笑顔に、地域を豊かに、誰からも頼られる生協」をめざし、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね、他団体とも協力・連携して豊かな地域社会づくりに取り組みます。組合員と地域社会のニーズを踏まえた全体方針に基づいて、埼玉県生協連の計画も考慮したエリア計画・ブロックの地域重点計画 2017 を策定し、実現したい価値を明確にして、全体・埼玉県本部・ブロックが主体的に地域での参加とネットワークの取り組みを推進します。参加とネットワークの取り組みの土台となる「みらいひろば」と「地域クラブ」は、組合員が愛着の持てる組織になるよう、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね新たな参加を広げます。	
【行政の審議会などへの参加】 「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県食の安全オンブズ会議、さいたま市消費生活審議会	

生活協同組合パルシステム埼玉 理事長 田原けい子	
〒335-0005 蕨市錦町 2-10-4 TEL 048-432-7754 FAX 048-432-7798	
【広報】 あすーる(月刊)	【会員数】 199,928 人
【設立】 1951 年 5 月	【運営】 総代会(年 1 回)、理事会(月 1 回) 各種委員会
<p>【活動】 1. 食の安全安心 ①「ほんもの実感！くらしづくりアクション」運動の推進 ②放射能学習会、TPP 学習会、遺伝子組み換え食品学習会の開催 ③工場見学や産地交流、公開確認会の開催 2. 地産地消の推進 ①県内産地での田んぼ・畑体験 ②神川町大豆トラスト運動の拡大 ③県内産地の野菜 BOX、彩のかがやきの供給 3. くらしの課題解決 ①消費者被害や介護、ライフプランニング活動などの学習会・講演会 ②いきいきネットワークの利用拡大 ③越生町要援護者見守り支援事業に関する協定 締結・朝霞市 生活協同組合パルシステム埼玉による見守り活動に関する協定書 締結・川口市における見守り活動に関する協定書 締結 4. 平和への取り組み ①戦争体験、国際問題に関する学習会 ②ネグロスの子もたちに楽器を送る運動参加 ③韓国・ブルン生協との交流 5. 環境保全 ①エネルギー問題学習会 ②石けんの利用普及 ③田んぼ生き物観察 ④まちの生き物観察 ⑤キャンドルナイト 6. その他 ①市民活動支援金助成(7 団体 250 万円) ②パルシステム埼玉平和募金(123 万円) ③東日本震災復興支援助成金(4 団体 100 万円) ④熊本地震緊急支援金(2965 万円)</p>	
【行政の審議会などへの参加】 埼玉県食の安全オンプズ会議	

医療生協さいたま生活協同組合 理事長 雪田慎二	
〒333-0831 川口市木曾呂 1317 TEL 048-294-6111 FAX 048-294-1490	
【広報】 けんこうと平和(月刊)、さえら(隔月刊)	【会員数】 239,581 人(8 月現在)
【設立】 1992 年	【運営】 総代会(年 1 回)、理事会(年 12 回)
<p>【活動】 医療生協さいたま第 36 回通常総代会が 6 月 25 日に行われ、今年のメインテーマを「憲法と平和を守り、住んでいて良かったと思えるまちづくりを、協同の力で進めよう」として、①立憲主義の立場で多くの人々と手を結び、憲法と平和、いのちを守ります ②地域の中野つながりを活かし安心をつなぎます ③健康づくりをまちづくりの専門力量を高めます、と基本方針を決定しました。健康に不安があるとき、健康診断を受けたいとき、県内の 4 病院、8 診療所、3 歯科、2 老人保健施設、17 ケアセンター、1 介護付有料老人ホームを利用できます。健康づくりの活動は約 230 か所、おしゃべりや手芸等を楽しむ安心ルームは約 80 か所、認知症予防につながる脳いきいき教室など、「自分に合った健康づくりがしたい」「一緒に取り組む仲間がほしい」の要望に応じています。放射線測定運動や熊本地震など震災・災害支援活動も継続して行っています。</p>	
【行政の審議会などへの参加】	

さいたま住宅生活協同組合 理事長 後藤晴雄	
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455	
【広報】 快適住まい(年 3 回)	【会員数】 24,564 人
【設立】 1992 年 8 月	【運営】 総代会、理事会(年 9 回)、各種委員会
<p>【活動】 2015 年度は、「組合員との結びつきをさらに強め住宅生協活動の一層の前進を」をスローガンとして活動してきました。①消費者の権利の確立を目指す運動・安心してくらする社会を目指す運動・平和活動・福祉・社会保障充実活動・環境を守る活動など、様々なテーマでのイベント等に参加し、県内生協間交流を行い運動の前進に貢献しました。②『住まいのホームドクター』を目指して、無料住宅診断・設計者ユニットによる「住まい講座」の開催等をおし、協力業者等の力を借りながら、消費者・組合員の様々な相談に対応し、事業の拡大につなげています。③組合員による工事紹介制度、「さいたま住宅生協取次所」事業の開始等、組合員の力の活用を強めました。④業者会活動 協力業者のスキルアップ研修や、学習会などを実施しました。</p>	
【行政の審議会などへの参加】 埼玉県建築安全安心推進協議会委員、埼玉県宅地建物取引業審議会委員	

埼玉県労働者共済生活協同組合（全労済） 理事長 金井浩	
〒338-8504 さいたま市中央区下落合 1050-1 TEL048-822-0631 FAX 048-822-0865	
【広報】セーフティファミリー	【会員数】482,944人
【設立】1964年3月	【運営】総代会(年1回)、理事会、各種委員会
【活動】 県内住居者、勤労者への共済事業の推進、県内各店舗での保障に関する相談対応、助成事業の実施（環境保全・子供支援活動団体）、小学生「作文・版画コンクール」の開催、暮らしの安心サポートサービスの実施（健康,育児,介護,年金,法律,税務,住まい）、埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への特別協賛	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

JA 埼玉県女性組織協議会 会長 栗嶋美津江	
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3307 FAX 048-822-2036	
【広報】ホームページ開設	【広報】ホームページ開設
【設立】1954年4月	【設立】1954年4月
【活動】①JA 女性部の従来の活動に加え、小学校や地域への出前講座、地産地消の取り組みを強化し、組織の拡大を図る。②地球温暖化対策として、JA女性エコライフ宣言に取組み、節電コンクールを実施。③フレッシュミズ世代の育成として、後継者育成や次世代対策への働きかけを実施。④共同購入運動の推進として、信頼と安心の商品選定を行い、共同購入運動を展開。⑤健康増進活動としてのグランドゴルフ大会の実施	
【行政の審議会などへの参加】なし	

埼玉県農民運動連合会 会長 立石昌義	
〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL048-536-5960 FAX 048-536-5206	
【広報】新聞「農民」週刊	【会員数】1,000人
【設立】1974年9月	【運営】理事会（隔月）
【活動】 ①平成29年4月～9月の間、産直ツアーバスを6回運動。生産者と消費者の交流を行う。児玉地方、熊谷地方、秩父地方を訪問。 ②TPPに反対する活動として平成28年11月千葉県銚子市で関東地域の学習交流集会を行い150名が参加。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

適格消費者団体 NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5 TEL048-844-8972 FAX 048-844-8973	
【広報】 ニュースレター(年6回) ホームページ	【会員数】 正会員 18 団体・個人 116 人 賛助会員 8 団体・個人 40 人(2017.6 月現在)
【設立】 2004 年	【運営】 総会、理事会(年7回) 検討委員会(年12回)、活動委員会(年11回)
<p>【活動】 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体として差止請求を行う権利を持ち、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法、食品表示法に違反する事業者の不当行為等に対し、改善を求める活動の他、一般消費者からなる活動委員会による調査・改善要望活動を行なっています。</p> <p>【1】事業者へ是正を求める活動 2016 年度は(株)NTTドコモに対し差止請求訴訟を提起しました。また、9 事業者に対し延べ 25 件の消費者にとって不利な条項などの改善を求めた申入れや問合せを行ない、うち、2 事業者の規約や Web サイト上の表記の改善が図られました。</p> <p>【2】調査活動 ① 広告表示の改善要望活動 ② アンケート・めやすばこ(クレジットカードについて)</p> <p>【3】消費者啓発 消費者力アップ学習会 「あなたのカード情報、大丈夫?」「知って安心、通信販売のかしこい利用法」「携帯・スマホ・光回線 “トラブル防止の注意点”」</p> <p>埼玉県からの受託事業 「消費者被害防止サポーター活動推進事業」「高齢者等見守り促進事業」「インターネット適正広告推進事業」</p>	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

埼玉県消費生活コンサルタントの会 代表 小島志津	
埼玉県さいたま市 ホームページアドレス http://consultant-saitama.jp	
【広報】 会報年1回発行、会員だより年3回発行、 ホームページ	【会員数】 104 人
【設立】 1965 年	【運営】 総会、運営委員会(年6回)
<p>【活動】 ① 基礎法令事例研究会月1回開催、② 消費者行政充実への取組み、③ 多重債務者削減への取組み、④ 県消費者大会・分科会協力、⑤ 保険、金融、通信などの業界団体との意見交換会開催、⑥ NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会協力、⑦ 弁護士会との自主勉強会開催、⑧ 各種審議会、委員会に委員として出席、⑨ 県との共催研修開催</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】</p> <p>① 県消費生活審議会、② 県日照紛争調整委員会、③ 県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議会、④ 県観光土産品公正取引協議会審査会、⑤ さいたま住宅検査監視委員会、⑥ 草加市消費生活審議会⑦ 春日部市情報公開・個人情報保護審議会</p>	

春日部市くらしの会 会長 齋藤恂子	
〒344-8577 春日部市中央 6-2 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825	
【広報】 春日部市くらしの会だより(年1回)	【会員数】 72 人
【設立】 1968 年	【運営】 総会(年1回)、理事会(月1回)
<p>【活動】</p> <p>① 市商工会主催のリサイクルバザー参加、② 食の安全安心講演会研修に参加、③ 振り込め詐欺防止キャンペーン、④ 消費者大会参加、⑤ かすかべ商工祭、庄和産業祭に参加、⑥ 見学研修会、⑦ ボランティア交流会、県内消費者団体地区別交流会参加</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】</p> <p>水道事業運営審議会、春日部市社会福祉協議会評議員、ごみ減量資源化推進審議委員、春日部市下水道事業審議会委員、春日部市環境審議会委員</p>	

加須市くらしの会 会長 杉沢正子	
〒347-0005 加須市下樋遣川675 TEL・FAX 0480-68-5343 ホームページアドレス http://kazoshikurasinokai.jimdo.com/	
【広報】加須市くらしの会だより（年1回）	【会員数】202人
【設立】2012年5月18日	【運営】総会（年1回）、理事会（月1回）
<p>【活動】くらしの達人養成講座「相続税のこと」～民法の基礎知識～、「頑張らない！在宅介護」～介護保険制度改正でどうなる？～、生き生き健康づくりセミナー「新しい健康体操」～転倒予防のために～、「生活習慣病の予防」～がん・高血圧・糖尿病～、消費者力アップセミナー「改正消費者安全法で見守り」～今こそ地域でつながろう～、「65才からのおかけと生活」～豊かなライフプランニングのこつ～、「科学部室と私たちのくらし」～身の回りの科学物質のリスク～、市内農産物直売所&工場めぐり、県内施設&工場見学会、県外生産工場等視察研修（栃木県漬物工場、煎餅工場、輪王寺）、健康長寿のための食育講座「加須産大豆で豆腐づくり」「地産地消でつくる焼き肉のタレ」「生活習慣病予防の食事」～サラダ油は脳と体に悪い？～、未来のための環境講座「再生可能エネルギーを考える」、加須市消費生活フェア「消費者力を高めよう」の開催、消費者被害防止活動～被害防止グッズ配布、寸劇公演、詐欺撃退音頭普及活動～、リサイクル活動～着物リフォーム、牛乳パック回収、エコキャップ回収～、クラブ活動～茶道・民舞・洋裁・コーラス～、情報発信および意見・要望提出～広報紙・ホームページ・口コミによる発信、出前市長室、全国消費者フォーラム参加～ホームページアドレス http://kazoshikurasinokai.jimdo.com/</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】加須市商業振興ビジョン推進会議、加須市廃棄物減量等推進審議会、加須市PR営業本部、家族・地域の絆推進運動推進本部、加須市コミュニティ協議会、まちづくりネットワーク・かぞ、かぞケアラーサポートの会</p>	

久喜市くらしの会 会長 宮内智	
〒346-0003 久喜市久喜中央3-9-6 TEL・FAX 0480-22-0048	
【広報】年2回	【広報】年2回
【設立】1969年	【設立】1969年
<p>【活動】①環境活動：牛乳パック・アルミ缶回収、廃油石鹸づくり、ゴミゼロクリーン久喜市民運動参加、②学習活動：消費生活講座の開催、見学会の実施、消費者大会、消費者大会プレ学習会などに参加、③福祉活動：久喜の里ボランティアなど、社協ボランティアまつり参加（10月）、④その他久喜市男と女のつどい、平和と人権のつどい、久喜市防災訓練、久喜市民まつり、栗橋やさしさときめき祭り、赤花そばまつり、久喜健康・食育まつり、久喜公民館祭りなどに参加。⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、歌謡、フォークダンスなどのクラブ活動を通じて、くらしや生活についての学習、現地研修、視察や発表会などを実施。</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】久喜市環境推進協議会、久喜市ゴミ減量推進協議会、久喜市男女共同参画審議会、久喜市人権啓発実行委員会、久喜市社会福祉協議会、久喜コミュニティ推進協議会、久喜市民まつりの会、久喜市健康づくり・食育推進大会実行委員会、青少年育成久喜市民会議、LOVEくきネットワーク、久喜市商工会推薦特産品設定委員会、久喜市中小企業・小規模企業振興会議 など</p>	

くまがやくらし友の会 会長 矢坂君子	
〒360-0012 熊谷市上之2001-9 TEL080-1021-7102 FAX 048-526-7097	
【広報】会報（年3回）	【会員数】15人
【設立】1967年	【運営】定例会（月1回）、総会（年1回）
<p>【活動】①総会、役員定例会、②エコライフ（浴衣、着物、洋服をつくる）、③料理教室（糖尿食600カロリー）、吉岡壮（サロン会のみなさんにお手玉、まんじゅう、その他をつくっています）⑤熊谷産業祭（研究発表）、⑥醤油工場見学、⑦藍染（Tシャツ、ハンカチ、帯、他）</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】</p>	

志木市くらしの会 会長 木下里美	
〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111 FAX 048-474-4462	
【広報】会報(年3回)	【会員数】63人
【設立】1973年	【運営】定例会(月1回)、定期総会(年1回)
【活動】 ①消費生活セミナー「はじめよう!スマートフォン」「衣・食・住まるごとシンプルライフ」②県外視察研修 山梨県立美術館 根津記念館 ③子ども消費者教室 清涼飲料水の糖度測定、他 ④第26回志木市消費生活展 環境に優しく ⑤新年会 ⑥料理講習会 ⑦地産地消 アグリシップしき推進事業に協力	
【行政の審議会などへの参加】なし 志木市社会福祉協議会評議員、志木市環境推進委員会	

白岡市くらしの会 会長 川嶋ヒロ子	
〒349-0127 白岡市千駄野 1335-14 TEL・FAX 0480-92-2734	
【広報】なし	【会員数】61人
【設立】1969年	【運営】総会(年1回)、役員会(月1回)
【活動】 ①総会、役員定例会、役員臨時会議 ②市長との対話集会、消費生活セミナー(市との共催) 悪質商法被害防止の啓発 ③1日教室⇒料理教室(講演含む)、視察研修、健康体操 ④埼玉県消費者大会、白岡まつり、ふるさと祭り(啓発)、わんぱく笑店街(悪質被害啓発含む)、花いっぱい運動、白岡市支部社協事業協力(6支部)	
【行政の審議会などへの参加】 蓮田・白岡衛生組合協議会、高齢者虐待委員、白岡市特産推進委員会 中心市街地活性化推進委員会、白岡市コミュニティ協議会、社会福祉評議委員会	

越谷市消費生活研究会 会長 中村千代子	
〒343-0026 越谷市北越谷 2-26-23 TEL・FAX048-975-8302	
【広報】なし	【広報】なし
【設立】1979年	【設立】1979年
【活動】 ①定期総会、②越谷市環境推進市民会議総会、③埼玉消費者被害をなくす会総会、④第51回埼玉県消費者大会、⑤第41回越谷市民まつり、⑥消費者団体交流会、⑦市政移動教室、⑧訪問研修	
【行政の審議会などへの参加】 越谷市消費者保護委員会、越谷市消費生活センター運営委員会、越谷市商工対策委員会、下水道事業運営審議会、越谷市民まつり実行委員会、越谷市環境推進市民会議	

埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会 代表世話人 星川一恵	
〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 TEL049-249-4751 FAX 049-247-1091	
【広報】なし	【会員数】11団体
【設立】1984年9月	【運営】定例会(月1回)
【活動】 ①定例会(毎月第2金曜日)、②県内消費者団体地区別交流会(西部)に参加(1月)、③T P Pに関する学習会開催、④消費生活に関する講座の開催(10月・11月・1月)	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

埼玉生活サポートネットワーク県南の会 代表 滝澤玲子	
〒336-0018埼玉県さいたま市南区木南本町 2-23-12-103	
TEL FAX	
【広報】なし	【会員数】6市6地域グループ人
【設立】2006年	【運営】定例会(年6~8回)、全体会、交流会(1回)
【活動】 ①全体会/さいたま市保健福祉総合計画、②全体交流会/バリアフリー、ユニバーサルデザインについて、③情報交換会/地域活動報告、交流、④学習/成年後見制度、後期高齢者医療制度、障害者差別解消法、⑤地域福祉マップづくり、⑥蕨市総合社会福祉センター見学、他	
【行政の審議会などへの参加】 埼玉県青少年会議	

ダイジェスト版

2017年度(平成29年度)埼玉県市町村における消費生活関連事業調査結果報告

2017年10月 第53回埼玉県消費者大会実行委員会

埼玉県消費者団体連絡会

1. 調査の経過と目的

- (1) 埼玉県市町村における消費生活関連事業調査は、1999年から実施され、市町村の消費生活関連事業の数値・施策の変化を調査してきました。
- (2) この調査は、県内市町村の消費生活関連事業（消費者行政）課題を把握し、消費者行政の充実強化に向けて、行政への要望に反映させること、あわせて消費者が市町村の消費者行政の実情をよく知り、消費者問題への関心を高めていく目的でおこなっています。

2. 今年度調査実施概要

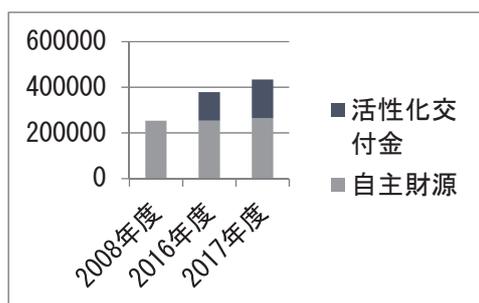
実施期間	調査表配布 2017年7月
	調査表回収 2017年7月～8月
調査対象	県内63市町村の消費者行政担当窓口
調査方法	63市町村消費者行政担当部署に事務局より調査票を郵送およびメールにて調査協力の依頼をしました。
回収結果	63市町村(40市23町村)全てより回答を得ました

3. 調査のまとめ

【基盤である「体制・制度」】別紙1参照

- (1) 「消費者行政担当職員の配置と資質向上」の視点で担当職員の「専任・兼任」について確認しました。その結果は、専任を置く自治体は7自治体（昨年から2減）、人数では「専任」が27人（前年比2.5人減）、兼任の人数は193人（前年比4人増）となりました。
- (2) 財源確保の状況「消費者行政関連予算（決算）額」「地方消費者行政推進交付金予算（決算）額」

	消費者行政関連予算	自主財源	地方消費者行政推進交付金 (活性化基金)
2008年度決算 (H20) ①	2億5,318万円	2億5,318万円	0円
2016年度決算 (H28) ②	3億7,879万円	2億5,340万円	1億2,539万円
2017年度予算 (H29) ③	4億3,406万円	2億6,421万円	1億6,985万円
③と①の比較	+1億8,088万円 (171.4%)	+1,103万円 (105.7%)	+1億6,985万円
③と②の比較	+5,527万円 (114.6%)	+2,014万円 (104.3%)	+4,446万円 (135.5%)



2017年度の消費者行政関連予算額トータルは、地方消費者行政推進交付金（基金）が始まる前年の2008年度との比較、前年比較でも予算は増加しています。地方消費者行政推進交付金は、今年度までの新規事業が財政支援の対象となることの影響からか、活用が大きく伸びました（前年比135.5%）。

【第1段階「相談受付」】

(1) 住民に身近な自治体の相談窓口設置状況

- ① 相談日数・受付時間は昨年と大きな変化はありません（埼玉県ホームページ）。
- ② 相談員勤務ののべ時間数は一週間当たり 2,266 時間と微増（前年比 101.3%）
- ③ 相談員人件費予算は、年間 2 億 4,629 万円で昨年の 2 億 3,917 万円と比べ、712 万円（前年比 102.9%）と増加しました。2008 年度（H20 年度）対比は、**別紙 1**。

【第2段階「苦情の解決」】

(1) 資格を有する相談員の配置は、相談員 167 人中、165 人（98.8%）とほぼ全員が資格保有者で構成されています（資格保有者とは、「消費生活専門相談員資格」「消費生活アドバイザー資格」「消費生活コンサルタント資格」の保有者です）。なお、引き続き、消費生活相談員の雇い止めは、埼玉県内すべての市町村でおこなわれていないことが確認できました。

(2) 相談件数と対応の内訳は次のとおり。

	相談件数	内訳				
		あっせん	紹介	助言	情報提供	その他
2016 年度 (H28) ①	33,841	3,804 (11.2%)	1,037 (3.1%)	21,747 (64.3%)	5,960 (17.6%)	1,293 (3.8%)
2015 年度 (H27) ②	34,486	3,568 (10.3%)	977 (2.8%)	22,366 (64.9%)	5,953 (17.3%)	1,473 (4.3%)
① - ②	-645	+236	+60	-619	+7	-180

相談件数は、全体では前年比で 98.1%（645 件減）の 33,841 件となっています。内訳を見ると、多くの消費者が望む「あっせん」の相談件数が増加し、助言が減少しています。なお、埼玉県の相談窓口を合わせると埼玉県の相談件数は 48,236 件（前年 50,786 件・昨年比 95.0%）と同じく減少傾向にあります。

【第3段階「被害防止」】

(1) 消費者教育（講師派遣も含め）をおこなう際の対象をどこに定めているのか（複数回答）の回答は、次のとおりでした。

対象	一般	若年層	高齢者	その他
市町村数	36	16	37	13

前述の皆さんを対象とした消費者教育の昨年度の実施実績は、のべ 768 回開催（前年比+256 回）、のべ参加人数は 2 万 7,421 人（前年比+773 人）。開催回数に対しての参加者の伸びを考えると、少人数で地域における取り組みが広がってきていることが考えられます。

(2) 出前講座（啓発講座）の実施状況は、次のとおりです。

	63 自治体 (100%)	40 市 (100%)	23 町村 (100%)
実施している	46 自治体 (73.0%)	38 市 (95.0%)	8 町村 (34.8%)
実施していない	17 自治体 (27.0%)	2 市 (5.0%)	13 町村 (65.2%)

① 全体では、約 4 分の 3 の自治体で実施していますが、市と町村の実施状況の差が大きくなってきています。

② 職員と相談員以外の講師派遣は 15 自治体あり、事業者社員・ファイナンシャルプランナー・消費者被害防止サポーター・埼玉県職員・消費生活センター運営委員・司法書士・消費生活アドバイザーなどが担っています。

- (3) 関連部署や高齢者福祉部門との庁内連携は次のとおりです。調査からは昨年から大きな変化がないことがわかります。埼玉県が直面する急速な高齢化の状況を踏まえ、更に庁内連携を求めていくことが必要にいます。

		自治体数	(%)
消費者行政部門と高齢者福祉部門の間に連絡協議の過去一年間の実施	実施された	25	39.7%
	実施されていない	38	60.3%
高齢者福祉部門または地域包括センター等で行われている「高齢者見守りネットワーク」関係者に対する消費者問題の情報提供や研修等の過去一年間の実施	行った	43	68.3%
	行われていない	20	31.7%
地域包括センターを含む高齢者福祉に関わる部門から、消費生活センター(相談窓口)に高齢者の消費者トラブルについての過去一年間の日常相談・紹介した実績	ある	51	81.0%
	ない	12	19.0%

- (4) 消費者安全法の一部改正を受けての状況は次のとおりです。消費者安全確保地域協議会の設置が全国に先駆けておこなわれています。

		自治体数	(%)
消費者安全確保地域協議会の設置	既に設置	8	12.7%
	現在準備中	14	22.2%
	未検討	41	65.0%
地域で活躍する消費生活協力団体の育成・確保	既に委嘱している	0	0%
	現在準備中	7	11.1%
	未検討	56	88.9%
地域で活躍する「消費生活協力員」の育成・確保	既に委嘱している人数	0	-
	現在準備中	8	12.7%
	未検討	55	87.3%

【第4段階「消費者教育」】

- (1) 民間関係者との連携も含めた地域社会での消費者教育推進は、次のとおり。

		自治体数	(%)
消費者教育推進計画の策定についての具体的な計画	ある(検討中含め)	3	4.7%
	ない	59	93.7%
	計画済	1	1.6%
消費者教育を推進するための協議会を設置する考え	ある(検討中含め)	4	6.3%
	ない	56	88.9%
	設置済	3	4.8%
学校での消費者教育実施等について、教育委員会と連携しての消費者行政側(職員、相談員、弁護士、司法書士、消費者団体等)からの講師派遣	ある	13	20.6%
	ない	50	79.4%

- ① 計画の策定については、具体的策定計画があると答えたのは3自治体、計画策定済1自治体。計画の策定の具体的な動きがないとする59自治体には昨年からの変化がなく、停滞している状況です。協議会の設置についても、消費者教育推進計画策定と同様に、停滞している状況が読み取れます。

(2) 埼玉県の消費者被害防止サポーターに関する項目は、次のとおり。

		自治体数	把握人数
自治体に在住している消費者被害防止サポーターの把握（人数）	把握している	46 自治体（73.0%）	303 人
	していない	17 自治体（27.0%）	
消費者被害防止サポーターのフォローアップ研修への参加状況の把握	把握している	6 自治体（9.5%）	29 人
	していない	57 自治体（90.5%）	
自治体として消費者被害防止サポーターの活躍の場を提供・紹介する取り組み	ある	10 自治体（15.9%）	
	ない	53 自治体（84.1%）	

① 2015 年度・2016 年度と消費者被害防止サポーターの自治体における認知と把握は大幅に伸びました。埼玉県の事業である同サポーターの養成は 2017 年 6 月末日で 374 人。把握している自治体では、自治体内のサポーターをほぼ把握している状態が見てとれます。今後は自治体が把握からサポーターと一緒に消費者被害防止の取り組みをどのように組み立てるかが課題と言えます。

【地方消費者行政推進交付金について】今年度特別項目

地方消費者行政推進交付金を活用した事業、交付金に関する意見を調査しました。

(1) 地方消費者行政推進交付金を活用した新規事業を今年度実施するののかの設問には、埼玉縣市町村の三分の一にあたる 21 自治体が「実施する」と答えました。実施する事業の内容については、次のとおりです。

具体的な内容	自治体数（複数回答）
消費生活相談の充実	12 自治体
啓発グッズ・冊子の作成	10 自治体
啓発講座の充実	4 自治体
消費者被害防止サポーター活動支援	4 自治体
啓発イベント（消費者団体との連携含む）	4 自治体
消費者安全確保地域協議会に関わる事業	3 自治体
情報発信のためのシステムづくり	1 自治体

(2) 今後も消費者行政を活性化するための基金や補助金の必要性についての設問には、57 自治体が「必要である」と答えました。必要であるとしてあがった理由は次のとおりです。

必要とする意見概要	自治体数（複数回答）
計画的に安定した施策を続けるため	9 自治体
消費生活相談体制充実、相談員待遇改善	10 自治体
消費者行政の水準を維持するために、自治体に対する恒久的な財政支援が必要	22 自治体
自主財源で予算化できず、啓発事業に支障がでる	9 自治体
自主財源で予算化できず、消費生活センター運営に支障がでる	14 自治体
自治体の財源だけでは限界がある	9 自治体

※この表は調査用紙に自由記入された内容をもとに集計しました。

2017 年度（平成 29 年度）「埼玉縣市町村における消費生活関連事業調査」報告書は、大会資料別冊として準備しています。総合受付、分科会受付にお声掛けください。

2017年度予算額対比（2016年度決算・2008年度決算）

別紙1

	2016年度(H28年度)決算比						2008年度(H20年度)決算比					
	専任職員数	兼任職員数	一般予算	消費者行政関連予算	地方消費者行政推進交付金	相談員人件費	専任職員数	兼任職員数	一般予算	消費者行政関連予算	相談員人件費	
	人	人	%	%	%	%	人	人	%	%	%	
川越市	0	0	102.3%	104.6%	102.6%	104.4%	-1	1	110.9%	26.6%	104.9%	
熊谷市	0	0	104.3%	192.6%	283.7%	169.4%	-2	4	114.0%	339.4%	251.4%	
川口市	0	0	102.0%	110.2%	32.5%	103.3%	0	-3	149.5%	159.6%	112.7%	
さいたま市	0	0	109.9%	88.9%	5.2%	98.6%	1	0	136.0%	147.9%	173.3%	
行田市	0	0	94.1%	166.7%	206.7%	113.0%	0	1	105.8%	423.5%	315.9%	
秩父市	0	0	91.4%	137.7%	154.1%	157.3%	0	1	10.3%	455.0%	372.9%	
所沢市	0	0	94.9%	127.9%	239.6%	107.3%	-1	0	118.7%	126.9%	103.1%	
飯能市	0	0	109.6%	128.1%	181.9%	138.1%	0	1	139.0%	74.7%	160.3%	
加須市	0	0	88.5%	146.1%	237.3%	102.1%	0	-5	210.2%	237.5%	106.3%	
本庄市	0	0	95.5%	113.9%	104.4%	121.8%	0	0	108.5%	313.5%	292.9%	
東松山市	0	-1	99.3%	107.5%	100.0%	100.0%	1	0	123.7%	297.2%	96.9%	
春日部市	0	0	100.6%	214.8%	257.1%	210.2%	0	2	125.2%	419.6%	345.5%	
狭山市	-0.5	0	96.5%	105.3%	176.9%	104.6%	0	0	102.9%	95.5%	114.5%	
羽生市	0	0	99.7%	116.5%	127.0%	104.1%	0	0	117.2%	295.5%	281.2%	
鴻巣市	0	0	98.0%	123.8%	133.3%	103.4%	0	-4	110.7%	1142.7%	185.1%	
深谷市	0	0	97.5%	104.3%	116.8%	115.6%	0	-2	109.0%	164.5%	154.8%	
上尾市	0	0	103.2%	52.5%	70.0%	0.0%	1	0	123.9%	110.0%	0.0%	
草加市	0	1	104.7%	191.8%	336.5%	124.3%	0	3	120.2%	260.5%	130.5%	
越谷市	0	0	89.9%	114.1%	178.7%	103.9%	0	-1	121.7%	114.0%	111.8%	
蕨市	0	0	101.7%	110.9%	180.2%	100.6%	-4	3	128.1%	127.0%	101.0%	
戸田市	0	-1	105.1%	132.3%	178.3%	132.0%	0	0	127.8%	152.3%	161.5%	
入間市	0	0	104.0%	105.7%	97.6%	109.6%	-2	4	116.8%	114.0%	111.5%	
朝霞市	0	0	100.7%	159.1%	217.9%	104.3%	-2	1	116.4%	220.2%	194.7%	
志木市	0	1	110.2%	128.0%	861.5%	107.3%	0	3	144.3%	135.0%	105.2%	
和光市	0	0	96.3%	109.1%	119.5%	103.2%	-2	5	110.9%	130.1%	103.7%	
新座市	0	-1	100.3%	114.2%	99.5%	103.5%	-1	3	130.9%	298.8%	230.3%	
桶川市	0	-2	108.2%	125.3%	141.3%	142.0%	0	-2	139.8%	554.5%	362.7%	
久喜市	0	1	94.3%	97.9%	101.7%	100.4%	0	-7	115.2%	106.2%	111.5%	
北本市	0	0	100.0%	114.2%	113.8%	111.3%	0	3	120.2%	500.9%	442.0%	
八潮市	0	2	101.1%	124.2%	161.7%	127.2%	0	2	119.5%	179.9%	173.9%	
富士見市	0	0	100.9%	108.8%	124.1%	109.1%	0	0	127.9%	192.1%	152.9%	
ふじみ野市	-1	1	93.0%	103.8%	109.0%	101.7%	-1	2	129.4%	132.9%	143.8%	
三郷市	0	0	103.2%	133.4%	238.4%	91.8%	0	1	145.5%	144.8%	80.6%	
蓮田市	0	0	93.5%	179.3%	545.3%	104.0%	0	-1	115.4%	356.4%	191.0%	
坂戸市	0	-1	96.5%	102.5%	112.7%	99.5%	0	3	113.9%	126.9%	112.8%	
幸手市	0	0	98.7%	91.0%	66.8%	131.3%	0	-1	128.8%	274.6%	184.4%	
鶴ヶ島市	0	0	98.4%	108.7%	91.7%	97.0%	0	0	113.0%	241.0%	211.6%	
日高市	0	1	101.2%	115.9%	129.5%	103.2%	-2	2	129.2%	231.9%	135.5%	
吉川市	0	0	124.1%	155.7%	178.2%	104.9%	0	0	177.4%	469.5%	184.6%	
白岡市	0	0	107.6%	140.6%	142.6%	111.1%	0	-1	139.6%	589.4%	453.7%	
伊奈町	0	2	97.6%	110.4%	106.1%	107.3%	0	1	118.9%	306.5%	420.7%	
三芳町	0	0	85.6%	84.5%	80.8%	101.9%	-1	1	115.8%	363.2%	196.6%	
毛呂山町	0	0	92.2%	103.8%	未使用	104.8%	-2	3	98.6%	113.9%	109.5%	
越生町	0	-1	93.0%	108.0%	116.4%	104.3%	0	1	118.8%	178.8%	250.0%	
滑川町	0	0	98.4%	95.9%	未使用	未使用	0	2	100.8%	7428.6%	未使用	
嵐山町	0	-2	91.3%	41.4%	未使用	未使用	0	1	100.2%	21.6%	0.0%	
小川町	0	0	100.5%	98.6%	97.8%	100.0%	0	1	106.1%	114.7%	185.5%	
ときがわ町	0	0	93.9%	99.7%	96.5%	100.3%	0	-1	100.3%	156.5%	125.8%	
川島町	0	1	101.2%	93.7%	未使用	未使用	0	1	106.1%	1268.8%	0.0%	
吉見町	0	0	100.0%	96.5%	未使用	未使用	0	0	99.5%	231.9%	0.0%	
鳩山町	0	0	96.1%	375.3%	633.5%	114.9%	0	0	112.8%	688.5%	215.0%	
横瀬町	0	1	96.5%	106.8%	未使用	未使用	0	1	118.5%	138.2%	未使用	
皆野町	0	0	102.1%	81.1%	未使用	未使用	0	1	95.7%	125.7%	未使用	
長瀬町	0	0	108.3%	105.1%	未使用	未使用	0	0	115.5%	103.0%	未使用	
小鹿野町	0	0	105.7%	109.0%	未使用	73.4%	0	0	122.8%	216.1%	未使用	
東秩父村	0	0	85.2%	83.8%	68.8%	142.7%	0	1	112.1%	20080.0%	未使用	
美里町	-1	1	94.6%	217.3%	226.7%	未使用	0	0	118.3%	425.3%	未使用	
神川町	0	0	104.2%	140.3%	140.3%	未使用	0	-2	122.8%	484.6%	未使用	
上里町	0	1	92.1%	108.5%	114.5%	99.3%	0	1	124.2%	289.7%	219.3%	
寄居町	0	0	92.1%	110.7%	109.5%	101.0%	0	0	116.7%	482.0%	332.2%	
宮代町	0	0	100.8%	169.9%	183.8%	97.9%	0	2	123.6%	809.6%	306.5%	
杉戸町	0	0	94.4%	142.8%	164.7%	104.4%	0	-2	106.5%	171.5%	462.9%	
松伏町	0	0	92.3%	131.3%	129.5%	104.7%	0	3	112.5%	1568.1%	799.6%	
	-2.5	4	101.7%	114.6%	135.5%	105.1%	-18	33	124.2%	171.4%	152.7%	

☆相談員人件費欄の斜線について☆

・対比データが不備の自治体、もしくは相談窓口業務を他市町に委託しており人件費で計上していない自治体です。

☆2008年度(H20年度)数値について☆

・相談員人件費は予算数値です。

・市町村合併の関係で、川口市に鳩ヶ谷市含む。加須市に騎西・北川辺・大利根の3町含む。

久喜市に菖蒲・栗橋・鷺宮の3町含む。

コープみらいの組合員の
ひとり親家庭の子どもを支援する
**返済不要の
奨学金
給付事業**

2018年4月スタート
(奨学金申込みは2018年2月12日から受付)

月額**1万円**、
3年間給付
(返済不要)

コープみらいの組合員の子どもを対象に経済的理由をもって、
高等学校・高等専門学校の修業が困難な家庭に対して支援を行います。
コープみらいの組合員で経済的に大変なひとり親家庭(両親がいない方も)の
**高等学校・高等専門学校に入学する1年生を対象に
月額1万円、3年間の奨学金を返済不要で給付します。**
コープみらいエリア(千葉・埼玉・東京)は全国的に見て、ひとり親世帯数を見
ると上位をしめているエリアとなっています。高校を中退することなく卒業
でき、さらに今後の大学進学をあと押しするために高校生を対象としました。

コープみらいの宅配サービス

配達手数料
無料!

デイリーコープ 月～金のお好きな日、「週3日」からお届け!

舞菜



※一部お届けできない地域があります。

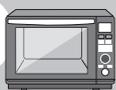


食材を無駄にしない、
食生活が偏りがち…。
夕食に悩んだら是非、ご検討ください。

お届けは冷蔵

お召し上がりの際は
レンジで温めると
一層おいしいです。

レンジ
90秒
120秒



お留守でも安心!

温度管理も
しっかりの
専用保冷箱でお届け。

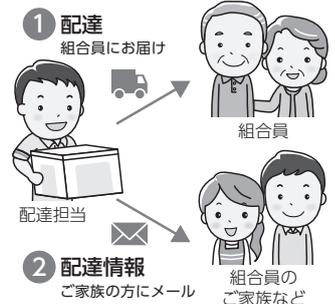
保冷剤も
セット



コープデリ宅配のお届け確認メールサービス

離れて暮らすご親族などに
組合員の配達情報をお知らせ
するメールサービスです。
配達の都度、事前に登録さ
れた連絡先に利用者の情報
(在宅、不在、未食)を
メールで通知します。

※見守りや安全確認、緊急時の
駆けつけを行なうものではありません。



お問い合わせはこちら

デイリーコープ受付センター

月曜～金曜 9:00～19:30
土曜 9:00～18:00

0120-502-160

平成29年度消費者支援功労者表彰

ベスト消費者サポーター章を受章

コープみらいがこれまで行ってきた、食育や環境問題などについて消費者
が定期的集まり話せる場の提供や、50歳以上の方を対象とした「コープ
みらいカレッジ」の開講、埼玉県59自治体との高齢者等見守り協定締結な
どが評価され、受章に至りました。



埼玉県県民生活部稲葉部長(右)より、
新井理事長にメダルが授与されました。



コープみらい コープデリ連合会
食卓を笑顔に、地域を豊かに。

理想の住まいと出会ったために、
不動産広告はしっかりと
確認しましょう。



公益社団法人 **首都圏不動産公正取引協議会**
TEL:03-3261-3811 <http://www.sfkoutori.or.jp>

現在、全国で約12万9千社の不動産会社が公正競争規約に参加しており、会員の店頭にはこのマーク(首都圏の場合)が掲示されています。

不動産公取協

検索

パルシステム埼玉

pal*system



TVCMでも大好評!



『日本のこめ豚』

『日本のこめ豚』で
人と農業を元気に。

国産の飼料米を活用することで、飼料の自給率を向上させるだけでなく、地域の農業の活性化にも貢献します。豚を中心に地域で資源を循環させる、それがパルシステムの進める“日本型畜産”です。



しつとり、ジューシーな味わい

サンプルカタログを差し上げます。お気軽にお問い合わせください。

- パルシステム埼玉 受付センター
- 電話 0120-860-678
- 受付 月～金 AM 9:00 ~ PM 8:00



あんしん
創造バンク
中央ろうきん

〈ろうきん〉は、
はたらく皆さまのための金融機関。
様々な商品・サービスを通じて、
皆さまの夢や暮らしを応援します。

〈中央ろうきん〉の
基本姿勢

働く人の
豊かな暮らしを
応援します。

はたらく仲間の
金融機関です。

〈ろうきん〉は、はたらく仲間が助け合うためにつくられた協同組織の金融機関。はたらく人たちの暮らしを支え、快適な社会づくりに寄与することを目的としています。

非営利・公平・民主的
運営の金融機関です。

〈ろうきん〉は営利を目的とせず、公平・民主的に運営されています。「安心・安全・健全」をモットーに、皆さまに選ばれる金融機関を目指しています。

生活者本位の
金融機関です。

〈ろうきん〉は、はたらく人たちがあらかじめ預けた資金を、住宅・結婚・教育資金など、はたらく人たちの生活を守り、より豊かにするために役立てています。



ご存知
ですか?

ろうきんの普通預金口座なら…

**ATMの引出し
手数料負担が**

銀行、コンビニ等を利用して
かかった手数料は誰でも
即時全額キャッシュバック

0 円

※一部取り扱いできないコンビニエンスストアもございます。

※設置場所や営業時間、メンテナンス等によりご利用いただけない場合があります。

●〈中央ろうきん〉のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行、銀行、コンビニ等のATM・CDを利用してお引出しした場合、所定の利用手数料がかかりますが、この手数料を即時にお客様の〈中央ろうきん〉ご利用口座へお戻しします。●対象となるお取引は普通預金・貯蓄預金のお引出し・マイプラン・教育ローン[カード型]のお引出しとなります。●セブン銀行等がかかるお引出し手数料も対象となります。

●キャッシュバックは、お引出し手数料の全てが対象となります。●詳しくは〈中央ろうきん〉ホームページをご覧ください。●2017年9月1日現在

●お問い合わせ先 〈中央労働金庫〉埼玉県本部 TEL:(048)-836-5511

この安心を、
家族の成長とともに。

医療タイプ 医療安心タイプ 終身医療5000
総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ
がん保障プラス 生きる安心タイプ 傷害安心タイプ
シニア総合タイプ シニア医療タイプ シニア傷害安心タイプ
キッズタイプ キッズワイドタイプ 長生きあんしんプラン

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

保障のことなら

全労済

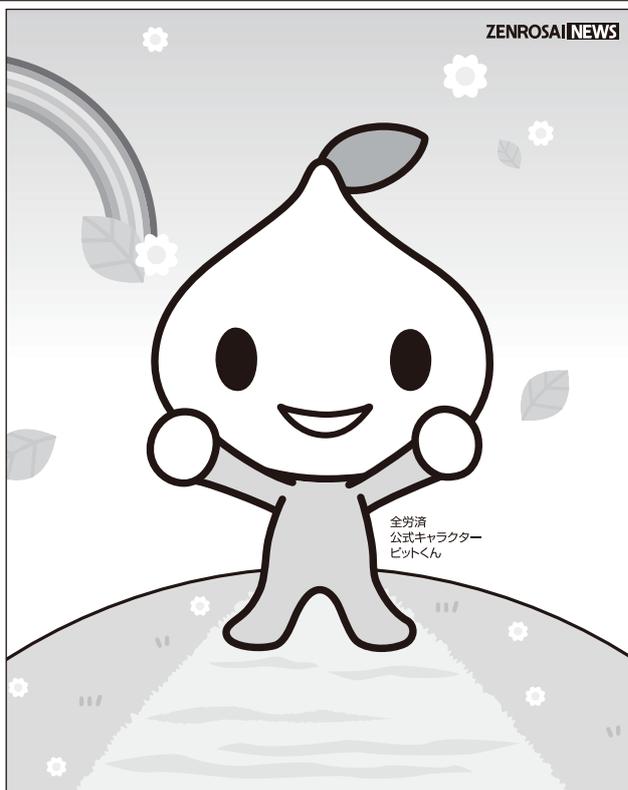
全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済埼玉推進本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)

☎048-822-0631

1117S038



まかせて安心 確かな技術

あなたのまちの
電気の安全を見守りつづけます



1. ご家庭や商店等の電気設備の安全調査などを定期的に行っています。
2. ビルや工場などのお客さまから委託を受けて電気設備の点検を行っています。
3. チラシ・パンフレット・講習会やテレビなどで電気安全知識のPRを行っています。



関東電気保安協会 埼玉事業本部

さいたま市中央区上落合 4-10-6

TEL048-856-3051 <http://www.kdh.or.jp>

県内事業所 さいたま/熊谷/越谷/川越/久喜/所沢



LPガスのこと、 お気軽にご相談ください。

安全性はどうなの？

LPガスには
どういう特徴が
あるの？

ガス器具の
交換はどうしたら
いいの？

環境に
やさしいって
本当？

災害時に
強いって
本当なの？

全国どこでも
使えるの？



きっと満足!!
ご相談受付中!

埼玉県LPガスお客様相談センター

フリー
ダイヤル **0120-41-9640**

※ご利用時間/午前9時00分～午後5時00分(土日祝日を除く)

LPガスは、強い火力で料理にうれしい。

LPガスの発熱量は24,000Kcal、強い火力が大きな魅力。火力が強いエネルギーなので料理のプロたちも好んでLPガスを愛用。LPガスを使った料理はとておいしく出来上がりと言われています。キッチンに立つ奥様の強い味方です。

しかも、環境にやさしい、災害にも強い。

しかも、LPガスは、各家庭へ容器によって供給。どんな場所でも簡単に設置できます。定期的にご家庭に伺い、配送・点検しますので、安全・安心さも格別。環境にやさしい、万一の災害時にも強いなど、たくさんの魅力を備えたLPガス。この機会に、ご相談されてみてはいかがでしょうか。

やっぱり、LPガスがいいね。



一般社団法人 埼玉県LPガス協会内

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1-410
エイベックスタワー浦和 オフィス東館4F



住まい専門の生協です

あらゆることをサポートします!

さいたま住宅生協の仕事は

5つの柱で人と環境にやさしい住まいづくりをすすめています

新築工事

長寿命・自然素材の家

専任の設計者が、ご要望を確認するカウンセリングからプランニングまで行い、住む人のニーズに合わせた住宅を提供します。

アフターケア 10年保障



外壁塗装

住まいを長持ちさせる

高品質な塗料も用意しています。ご予算も含めてご相談ください。

アフターケア 5年保障



白アリ消毒

住まいの土台から守る

定期的な床下点検と白アリ防除を組合員価格で行います。

アフターケア 5年保障



リフォーム

住む人の想いを“形”にします

多彩なアイテムとアイデアを提案します。お気軽にご相談ください。



耐震診断補強工事

予測不能な地震に備える

地震への不安は、耐震診断を行うことで耐震性を明らかにして対策を講じることが重要です。



あなたの住まいのホームドクター



県知事認可432号

住宅専門の CO-OP
さいたま住宅生活協同組合



0120-502-817

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12 <http://www.houscoop.or.jp/>

広告



ホテル
まち・ひと・ところをつなぐ宿



 **パレスホテル大宮**

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5

TEL.048-647-3300

◆お得なプランやフェアなど、詳しい情報は下記で検索！

パレスホテル大宮

検索

<http://www.palace-omiya.co.jp>

子どものために安心な食材を選びたい
ママの願いに応える生協です



生活クラブ

生活クラブ生活協同組合（埼玉）
お問合せフリーダイヤル 0120-391-144
月～金 9:00～18:00



株式会社 双信舎印刷

〒330-0044 さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2-16-10
TEL 048-886-5556 (代) FAX 048-881-0975
Email sosinsya@f5.dion.ne.jp
Gmail sosinsya@gmail.com

医療生協さいたま生活協同組合 介護・看護職員募集中

いのち ♥ くらし
その人らしい生き方を支える



老人保健施設みぬま
老人保健施設さんどめ
埼玉協同病院
埼玉西協同病院



熊谷生協病院
秩父生協病院
埼玉県内 13 か所 訪問看護ステーション



お問い合わせは 医療生協さいたま 本部

介護職員 介護事業部 yamamoto.c@mcp-saitama.or.jp

看護師 保健看護部 kangakusei@mcp-saitama.or.jp

TEL 048-294-6111 (代表)

主 催 第 53 回埼玉県消費者大会実行委員会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生協連内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973